

第3部 環境の状況と市が講じた施策

第1章 良好な地域環境の確保

1 大気環境の保全

(1) 大気汚染の防止

【現状】

市内の大気の状態を把握するため、大阪府により本市中心地域に茨木市役所局、南部地域に中央卸売市場局の2局が設置され、本市が丘陵地域に耳原小学校局、名神高速道路の沿道に名神局の2局の大気測定局を設置しています。なお、監視地点各局における測定項目等は右の表のとおりです。

測定項目一覧表

項目 測定局	二酸化硫黄	一酸化窒素	二酸化窒素	一酸化炭素	光化学オキシダント	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質	風向き	風速	日射量
茨木市役所局	○	○	○		○	○	○	○	○	○
中央卸売市場局	○	○	○					○	○	○
名神局(自動車排出ガス)		○	○	○		○				
耳原小学校局	○	○	○		○	○		○	○	

監視地点



本市における近年の大気汚染の現状は、次のとおりです。

① 二酸化硫黄

茨木市役所局、中央卸売市場局、耳原小学校局の3局で測定していますが、近年は横ばい傾向にあります。

なお、平成25(2013)年度は、3局とも長期、短期的評価で環境基準を達成しました。

② 一酸化窒素

近年は、減少傾向にあります。なお、一酸化窒素の環境基準は設定されていません。

③ 二酸化窒素

近年は、横ばい傾向にあり、平成25(2013)年度は全局で環境基準を達成しました。

④ 浮遊粒子状物質

近年はやや減少傾向で、平成25(2013)年度は全局とも長期、短期的評価で環境基準を達成しました。

⑤ 一酸化炭素

中央卸売市場局と名神局の2局で測定していますが、近年は横ばい傾向にあります。

なお、平成25(2013)年度は全局とも長期、短期的評価で環境基準を達成しました。

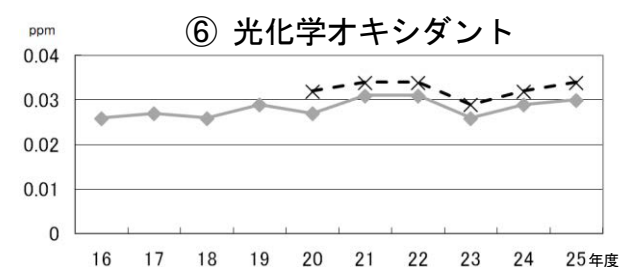
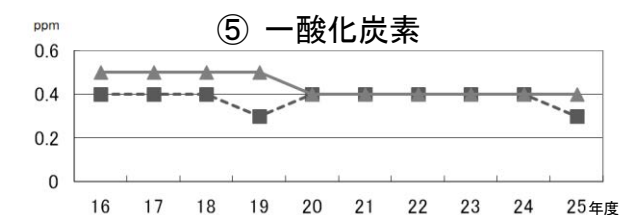
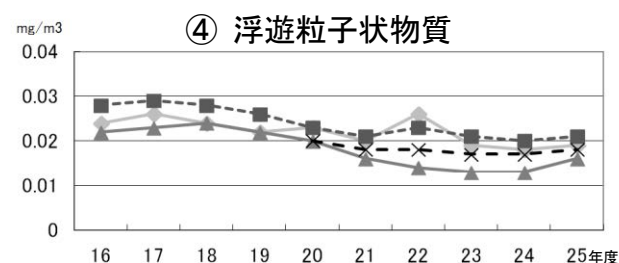
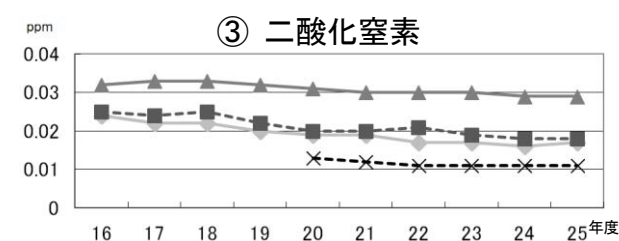
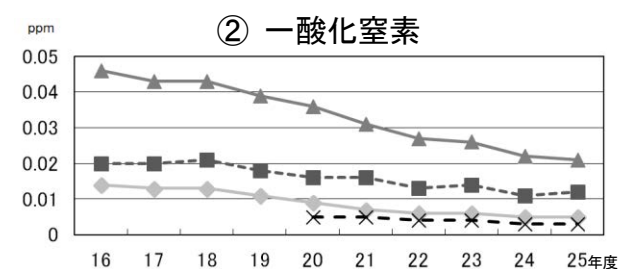
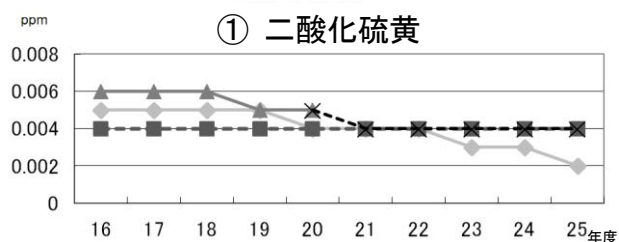
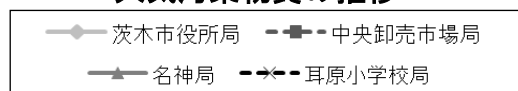
⑥ 光化学オキシダント

茨木市役所局と耳原小学校局の2局で測定していますが、ともに環境基準は未達成となりました。

⑦ 微小粒子状物質

平成25(2013)年10月21日から茨木市役所局で測定を開始しました。今年度は、一年間の有効測定日数が250日未満であったため、環境基準の達成についての判断はできませんでした。

大気汚染物質の推移



また、測定局別環境基準達成状況については右の表のとおりです。

【講じた施策】

「大気汚染防止法」及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に基づき、市内の固定発生源である工場や事業場への立入を実施し、届出や排出基準の遵守及び排ガス処理施設の維持管理等について指導を行いました。

なお、本市は、「大気汚染防止法」等の事務に関して平成23(2011)年4月に大阪府から事務の移譲を受けています。

測定局別環境基準達成状況

測定局 項目		局名			
		茨木市役所局	中央卸売市場局	名神局 (自動車排出ガス)	耳原小学校局
測定項目	二酸化硫黄	○	○	-	○
	二酸化窒素	○	○	○	○
	浮遊粒子状物質	○	○	○	○
	一酸化炭素	-	○	○	-
	光化学オキシダント	-	○	-	-
	微小粒子状物質	-	-	-	-
		-	-	-	-

上段：長期的評価
下段：短期的評価

(2) 悪臭の防止

【現状】

悪臭は、人の感覚に直接作用し、嫌悪感を与えるものとして、快適さを求める日常生活に支障を生じさせるものです。また、その感じ方は、その時の天候、気温、湿度あるいは感じる人の気分・体調等に大きく左右され、個人差があります。

近年、地域住民の環境問題に対する意識の向上と都市化に伴う住工混在の条件が重なって、悪臭の問題は、ますます複雑多様化しています。

市域における悪臭発生源としては、食料品製造業、金属製品製造業等があり、その除去対策は、燃焼方式、吸着方式、触媒方式等により処理されていますが、まだ、一部不十分な面も見られます。

【講じた施策】

悪臭の規制については、「悪臭防止法」により不快なにおいの原因となり、生活環境を損なうおそれのある悪臭物質（アンモニア、硫化水素等の22物質）の種類ごとの物質濃度規制を行っていましたが、平成24(2012)年4月1日から、複合臭を含むあらゆる臭気への対応が可能な臭気指数規制に変更しています。

本市では悪臭問題の解決に向け、発生工場・事業場に立入を行い、改善指導に努めました。

2 水環境の保全

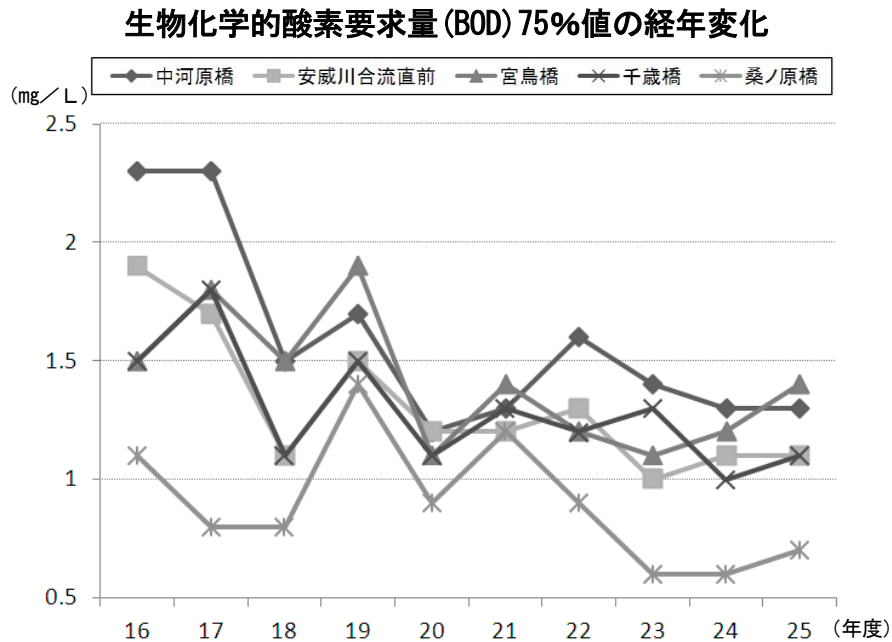
(1) 公共用水域

【現状】

本市の公共用水域の水質汚濁は、下水道整備事業の進展に伴い、安威川等の主な河川では年々改善が進み、良好な水質となっています。

本市の平成25(2013)年度公共用水域の水質測定計画に基づく水質測定結果によると、生活環境項目のうち水質汚濁の指標とされている生物化学的酸素要求量(BOD)では、環境基準点5地点の全地点で環境基準の超過はありませんでした。

カドミウム等の27の健康項目についても、環境基準点5地点及び補助地点4地点の全地点で環境基準を達成していました。



【講じた施策】

① 工場・事業場対策

「水質汚濁防止法」及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に基づき、特定・届出施設の設置・変更等を行う場合は届出が必要です。特に、「瀬戸内海環境保全特別措置法」に該当する施設の場合は、許可を要します。本市では、法・条例に基づき、工場・事業場に対し排水基準の遵守、排水処理施設の維持管理等について指導を行いました。

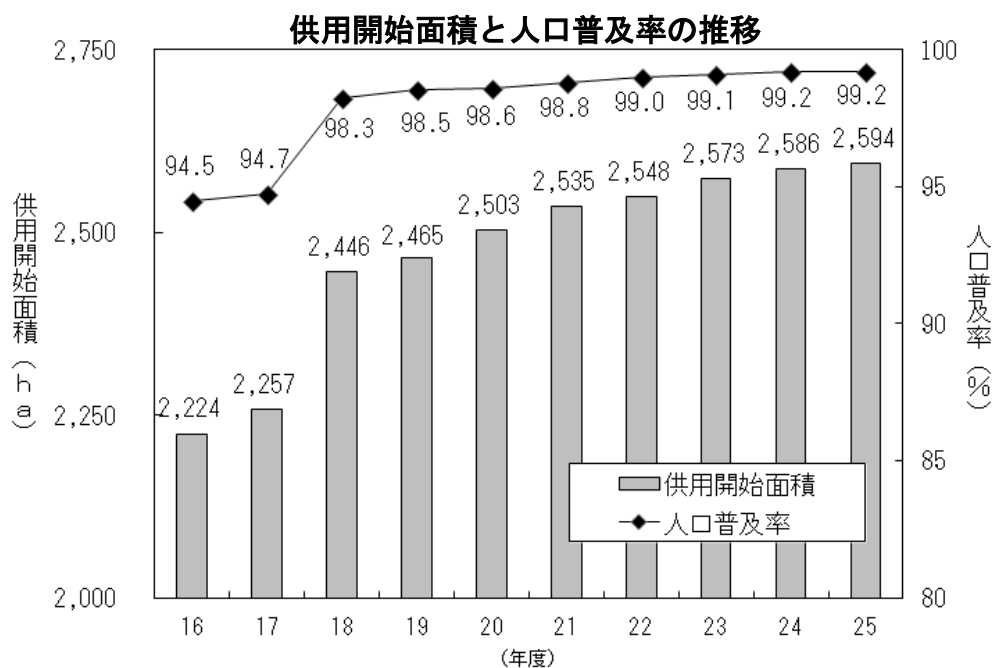
② 公共下水道の整備及び生活排水対策

本市の下水道整備は、昭和37(1962)年10月から事業を開始し、平成25(2013)年度末において処理区域面積2,594ha、人口普及率99.2%(人口比)となっており、市街化区域に続き、市街化調整区域の整備を進めています。なお、下水の処理は安威川流域下水道の中央水みらいセンターと、淀川右岸流域下水道の高槻水みらいセンターで行っています。

北部丘陵地区で事業中の彩都(国際文化公園都市)とその周辺地域を含む約1,000haの区域は、平成4(1992)年5月に新たに全体計画区域に追加し、平成16(2004)年春に一部まちびらきされました。

公共下水道は、開発区域内は都市再生機構が直接施工し、区域外は本市が整備をしています。

また、安威川ダム周辺区域は、「水源地域整備計画」に基づく特定環境保全公共下水道として平成15(2003)年4月に新規事業採択を受け、各整備事業と調整を図りながら事業を実施しています。さらに、平成23(2011)年度末に見直しした「一般廃棄物処理基本計画」の中に、個別計画として「生活排水処理基本計画」を盛り込み、整備方法として公共下水道と合併処理浄化槽の二つの整備手法を選択するとともに、各々の手法による整備区域を明確にしました。



③ 雨水の活用と循環の確保

ア 雨水貯留タンク

雨どいから流れた雨水を貯留タンクへ貯め、庭への散水や花・木への水やりなどに利用できるとともに、下水道への流出抑制を目的にしています。本市では雨水貯留タンクの設置者に対し補助制度を設けています。

イ 雨水浸透ます

雨どいからの雨水排水を浸透ますを設置することで地中に浸透させ、土地の保水力を生かし、ヒートアイランド対策効果や下水道への雨水流出抑制を目的にしています。本市が把握した平成25(2013)年度末までの設置実績は次のとおりです。

雨水貯留タンクと雨水浸透ますの設置数(単位:基)

年度/項目	雨水貯留タンク	雨水浸透ます
23	59	87
24	49	74
25	30	74



雨水貯留タンク



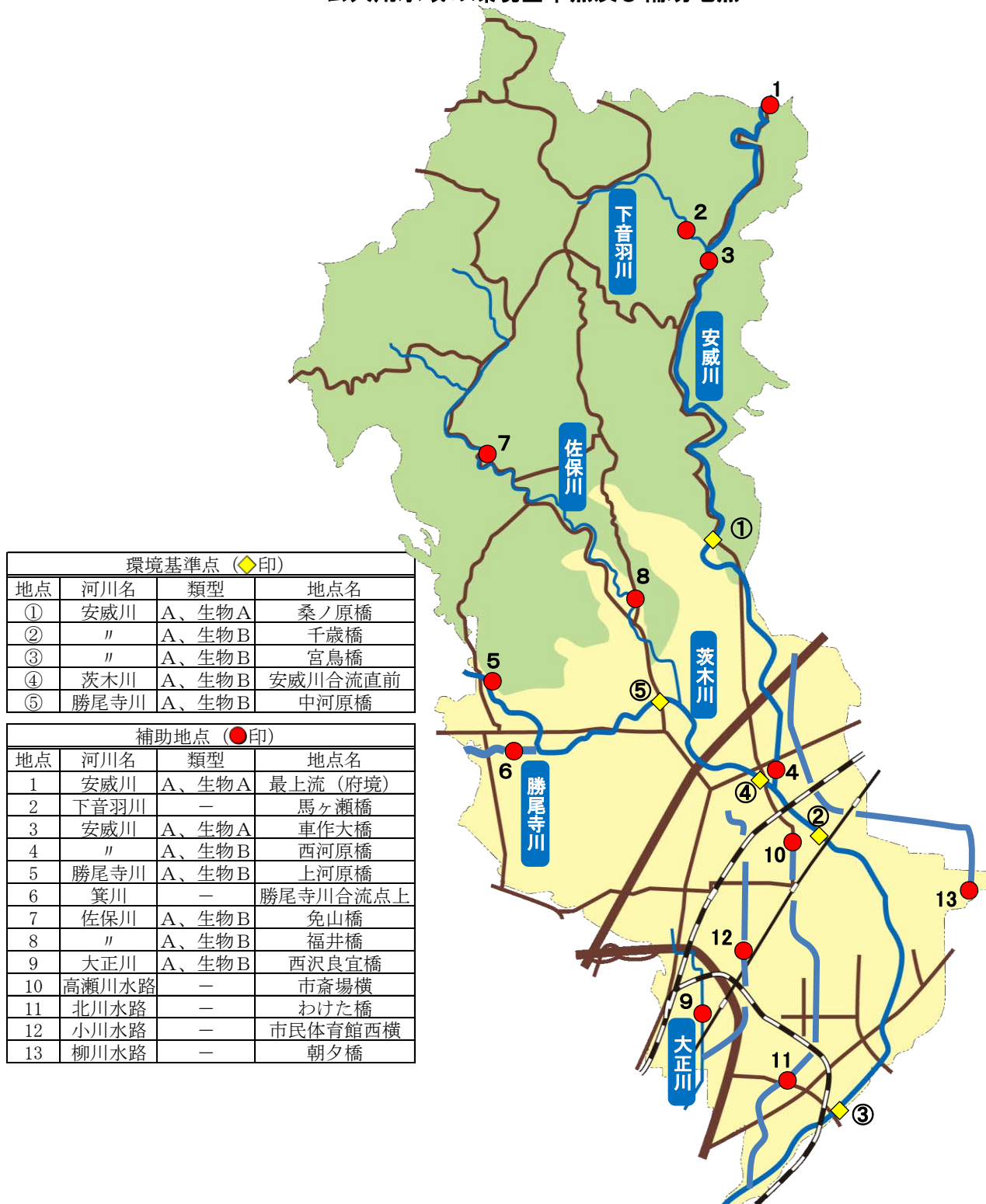
雨水浸透ます

④ 公共用水域の常時監視等

水質汚濁防止法第16条による大阪府公共用水域の測定計画に基づき、河川の環境基準点5地点において水質の常時監視を行っています。また、環境基準点以外の13地点を独自調査地点（補助地点）と位置づけ、補完的に測定を行っています。

さらに、化学分析によらず河川に棲息する水生生物を調べることで、だれもが簡単に河川の水質を知る方法として環境省・国土交通省が作成した「水生生物による水質簡易調査法」があります。本市でもこの方法により市内河川7地点で調査を実施しました。

公共用水域の環境基準点及び補助地点



(2) 地下水

【現状】

本市における地下水質測定計画に基づき概況調査として実施した、平成25(2013)年度の市内4地点の地下水質測定結果は、全項目とも環境基準値以下でした。また、過去に汚染が発見された地点については、継続的な監視とともに原因者による浄化対策が行われています。

【講じた施策】

市域の地下水質を把握するため、市域を2kmメッシュで区分し、毎年4地区を選定し、地下水質測定計画に基づく概況調査を行っています。過去に、地下水の汚染が確認されている地点については、汚染原因者による浄化対策が適正に行われるよう指導、監督を行っています。

また、新たな地下水汚染を引き起こさないよう有害物質使用特定事業所に対して、適正な管理について指導を行いました。

(3) 上水道

【現状】

本市の上水道は、十日市浄水場における地下水や伏流水を水源とする自己水と、淀川を水源とする企業団水（大阪広域水道企業団により浄水処理された水道水）により供給されています。平成25(2013)年度における給水量の自己水比率は、約13%となっています。

また、山地部にありました5か所の簡易水道等のうち、4か所を上水道へ統合し、市内全域に安定して水道水を供給しています。

給水量と自己水位比率の推移

項目/年度		21	22	23	24	25	
行政区域内人口	人	273,480	274,609	275,995	276,662	277,768	
給水人口	人	272,767	274,139	275,527	276,195	277,435	
年間給水量	m ³	30,797,064	30,737,243	30,367,804	30,271,378	30,240,540	
内訳	自己水量	m ³	4,395,582	4,679,058	4,320,332	4,186,833	4,015,425
	受水量	m ³	26,401,482	26,058,190	26,047,472	26,084,545	26,225,115
	自己水比率	%	14	15	14	14	13
1日最大給水量	m ³	93,308	93,638	91,191	90,870	91,678	
1人1日最大給水量	L	324	342	331	329	330	

(平成26年3月31日現在)

【講じた施策】

① 浄水処理

十日市浄水場は、昭和39(1964)年から給水を開始していますが、水源として地下水である深井戸水と浅井戸水（伏流水）を利用しています。深井戸水の浄水処理は、原水に水処理剤（次亜塩素酸ナトリウム及びポリ塩化アルミニウム）を注入し、原水中の不純物を凝集沈殿した後、急速ろ過池でろ過する方法を採用しています。深井戸水取水後は、施設の高低差を利用した自然流下方式での処理工程となっているため、動力機器等を使用しない省エネルギー方式となっています。

また、伏流水の浄水処理は、原水の水質が極めて良質であるため、不純物を除去する施設が不要であり、処理工程上、廃棄物（原水から除去した不純物等）の発生がなく、環境に与える負荷の少ない処理となっています。なお、この処理工程では、平成21(2009)年10月から新たに紫外線処理設備を導入し、効率的で効果的な消毒処理を行っています。

② 汚泥処理

浄水処理に伴い発生する上水汚泥は、加圧脱水機による脱水処理後、大阪湾フェニックスセンター大阪基地に搬入し、埋立処分しています。脱水後の処理水（ろ液）等は浄水処理工程に戻し、再循環利用しています。

汚泥搬出量の推移

年度	21	22	23	24	25
汚泥排出量（t）	200	185	165	175	163

③ 水質監視

市内の配水区域ごとに無試薬の水質モニタを導入し、水質の連続監視を行っています。

3 土壌汚染の対策

【現状】

近年、企業の工場跡地の再開発や事業者による自主的な土壌調査の実施に伴い、土壌汚染が明らかになってきています。土壌汚染は、過去における有害物質の不適切な取扱等により生じたものが多く、一旦、有害物質により土壌が汚染されると農作物の汚染や、地下水汚染の原因ともなり、人の健康への影響が懸念されます。

【講じた施策】

国民の安全と安心の確保を図るため、土壌の汚染状態の把握、土壌汚染による人の健康被害の防止に関する「土壌汚染対策法」が、平成15(2003)年2月15日に施行（平成21(2009)年4月改正、平成22(2010)年4月1日施行）され、大阪府生活環境の保全等に関する条例においても、新たに土壌汚染対策についての規定が追加され、平成16(2004)年1月に施行（平成22(2010)年3月改正、同年4月1日施行）されています。

本市では、法・条例に基づく土壌調査の他、自主的な調査においても、法令に準じた調査方法等を行うよう指導を行い、土壌汚染が明らかになった場合、土地所有者等に、汚染土壌に対する適切な措置等を行うよう指導を行いました。

4 騒音・振動の防止

【現状】

騒音・振動は、直接人間の感覚を刺激し、休養や睡眠への妨害となるなど日常生活に及ぼす影響が大きいことから最も身近な問題といえます。騒音・振動の発生源は、工場、建設作業、自動車等多岐にわたっています。そのうえ、飲食店等からのカラオケ騒音、生活騒音が問題となる場合もあります。

音環境把握のために市内18地点(道路に面しない地域)で環境騒音調査を行ったところ、環境基準達成率は81%でした。

また、自動車騒音の調査に関しては、市内主要幹線道路で実施し、平成25(2013)年度は大阪高槻京都線、八尾茨木線、三島江茨木線、一般国道171号、大阪中央環状線(近畿自動車道)の5路線6地点について調査しました。道路から50m範囲に立地している調査対象の住居等6,328戸のうち、5,830戸(92.1%)で昼夜とも環境基準を達成しています。



騒音測定風景

【講じた施策】

① 工場・事業場騒音・振動

工場・事業場に対しては、「騒音規制法」、「振動規制法」及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に基づき、施設を設置する工場等に対して届出や規制基準の遵守について指導を行いました。

② 夜間営業騒音

夜間の音響機器の使用については、原則午後11時から翌日午前6時まで使用が制限されています。本市では、夜間パトロールやリーフレットを配布するなど夜間の騒音防止について啓発を行いました。

③ 自動車騒音

名神高速道路では、ほぼ全域に防音壁が設置されました。また、近畿自動車道及び大阪中央環状線では、昭和57(1982)年から順次防音壁の設置及び低騒音舗装等の実施により、交通騒音の低減が図られています。なお、必要に応じて騒音測定を行い、道路管理者に騒音低減の要望を行いました。

また、車両走行による騒音の低減を主な目的として、低騒音(排水性)舗装を実施し、一定の効果が得られています。平成25(2013)年度については、市道茨木松ヶ本線の新中条町ほかの地内において、排水性舗装を合計4,425㎡施工しました。

④ 生活騒音

生活騒音はその原因が法令等の規制対象外となる騒音であるため、当事者間における話し合い等により解決することが望ましく、必要に応じて助言等を行いました。

5 新たな環境リスクの未然防止

【現状】

① 有害化学物質

私たちの身の回りには、様々な化学物質を利用した製品があふれており、これらの化学物質は私たちの生活の中に日常的に存在しています。

近年、発がん性等の人体に対する毒性を持つ化学物質の問題が、広く注目を集めるようになりました。これは新たな化学物質が開発され、使用されるようになったことだけでなく、従来から存在する化学物質の製造量・使用量が増加していることに起因しています。それらの化学物質は、通常の製造・使用の過程においても、揮発等の現象によってその一部が大気や水などに影響するほか、化学プラント事故などが発生した場合には、一挙に大量の化学物質が環境に影響する可能性を持っています。特にダイオキシン類、揮発性有機化合物等による地下水汚染など、有害化学物質による環境汚染が社会問題となっています。

② バイオテクノロジー等の研究施設

遺伝子組換え実験は、医学、薬学、農学などの分野で行われ、がんやその他の病気の原因の解明や治療、新しい医薬品の開発や作物の品種改良など、私たち人類の福祉へ多大な貢献がされていますが、遺伝子組換え生物が環境中に出た場合に生態系に悪影響を与えるのではないかと不安もあります。こうした不安に応えるために、遺伝子組換え実験を行う施設については、環境面への影響を事前に十分検討し、将来、環境問題が生ずることのないよう配慮していく必要があります。

【講じた施策】

① 有害化学物質

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」によるP R T R制度及びS D S制度が運用され、化学物質対策が進められています。なお、本市ではP R T R制度に関する事務について、平成24(2012)年1月に大阪府から事務の移譲を受けています。

② バイオテクノロジー等の研究施設

遺伝子組換え実験については、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」により、遺伝子組換え生物等が実験室外に漏出することを防止するよう義務づけられています。また、本市では、遺伝子組換え生物等による環境への影響や災害事故等を未然に防止するために「茨木市生活環境の保全に関する条例」に基づき市内に遺伝子組換え施設を設置しようとする事業者と「ライフサイエンス系施設の環境保全対策に係る協定」を締結し、実験の実施状況や施設の管理状況等について、報告するよう指導しています。

6 都市化に伴う環境問題

(1) 日照障害・電波障害

都市における建築物の密集化や高層化に伴い、周辺住宅で日陰の問題やテレビ電波等の受信障害が生じることがあります。

中高層建築物の建築を目的とした開発行為等については「中高層建築物の建築に係る紛争の防止及び調整に関する指導要綱」、「同施行基準」に基づいて、当事者の話し合いにより自主的に解決するよう指導しています。

(2) 風害(ビル風)

都市における建築物の密集化や高層化に伴い、風向きが変化し、局所的に強い風が生じることがあり、強風による被害が懸念されています。しかし、風害に対する規制はないため、その防止には事業者の自主的な配慮が大切です。

(3) 光害

光害とは、ネオンや街灯等の人工光によって夜空の明るさが増し、星がよく見えなくなったり、室内に光が入ることによって睡眠が妨害されるなどの影響が出ることを言います。

さらに、不必要な照明はエネルギーの浪費にもつながります。

現在、光害に対する法的な規制はありませんが、環境省で光害対策ガイドライン等が作成され、新しく設置される街灯の上方への光を抑える等の努力がされています。また、光害防止のため、事業者の自主的な配慮や市民相互の理解が必要です。

(4) ヒートアイランド

市街地部では、人口の集中、地表の改変、エネルギー消費の増大等により、周辺部に比べて気温が上昇するヒートアイランド現象が見られます。ヒートアイランド現象を防ぐには、公園や緑地の積極的な配置、効率的なエネルギーの利用、水分の気化熱による地表の冷却など総合的な対策を講じていくことが必要です。本市におけるヒートアイランド現象への対策の取り組み状況については、「第3部第5章1 環境保全に関する啓発活動・情報提供」に記載しています。

7 その他の公害防止対策

(1) 光化学スモッグ

光化学スモッグは、工場・事業場や自動車から排出された窒素酸化物や炭化水素等が太陽光線中の紫外線により光化学反応を起こし、その結果生じる光化学オキシダントが原因で発生するといわれています。特に夏の日差しが強く、気温が高い風の弱い日の日中に発生するといわれています。

大阪府では「オキシダント緊急時（光化学スモッグ）対策実施要領」に基づき、光化学オキシダント濃度の常時監視を行い、発令基準等に従って関係機関への連絡を行うとともに、発生源に対し窒素酸化物等の排出量削減などの緊急時措置を要請しました。

本市では、「光化学スモッグ緊急時対策実施要領」に基づき、光化学スモッグの予報・注意報等が発令された時には、関係機関に連絡するとともに保育所、幼稚園、学校、公共施設等で発令を知らせる看板の掲示を行うなど市民への周知と被害の未然防止に努めました。

(2) ダイオキシン類

「ダイオキシン類対策特別措置法」により大気、河川水質、河川底質、地下水、土壌の5項目について環境中におけるダイオキシン類の環境基準が定められ、全国各地で測定が行われています。本市においても法律が施行された平成11(1999)年度から測定を開始し、大阪府においても同年度から市内での測定を行っています。平成25(2013)年度までの測定の結果、本市では、すべての調査で環境基準を下回っています。また、同法により、一定規模以上の廃棄物焼却炉等について規制基準値が定められ、届出と測定の義務が課せられています。平成25(2013)年度における本市の届出対象である2事業場の測定結果は、いずれも規制基準値を下回りました。

なお、本市では同法の事務に関して平成23(2011)年4月に大阪府から事務の移譲を受けています。



ダイオキシン類測定

(3) アスベスト（石綿）

アスベストは昭和40年代から建材製品や工業製品に大量に使用されてきましたが、飛び散ったアスベストを吸い込むことで中皮腫や肺がん等の健康被害を引き起こすおそれがあることから、「労働安全衛生法」や「大気汚染防止法」等で飛散防止対策が講じられています。

平成17(2005)年にアスベストによる健康被害が社会問題化した際には、「大気汚染防止法」の強化や「大阪府生活環境の保全等に関する条例」でアスベストの規制を新たに設ける等、建築物の解体時におけるアスベスト飛散防止の規制が開始されています。また、解体工事等での不十分な事前調査を原因とするアスベストの飛散事例が発生したことを踏まえ、平成25(2013)年度に「大気汚染防止法」及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例」が改正され、届出義務者の変更、事前調査結果の発注者への説明の義務付け等が新たに規定されました。

本市では法律、条例に基づく届出が提出された解体工事等について立入調査を行い、適正にアスベストの除去等が行われているか、確認と指導を実施しています。また、本市保有施設については、除去、囲い込み、封じ込め等吹き付けアスベストが飛散しないように適切な管理を行っています。

(4) 採（碎）石公害

採石場は、府道茨木亀岡線沿いに本市側4事業場、亀岡市側に3事業場があります。

採石事業に伴う公害としては、輸送時のダンプによる騒音等や事業場からの粉じんがあり、他にも降雨時に事業場から排出される泥水による河川の汚濁問題があります。本市では、関係行政機関による合同パトロールや、事業者を含めた「安威川流域環境対策採石連絡協議会」及び「5市3町採（碎）石公害対策連絡協議会」等を通じ、採取方法、施設の改善及び輸送時対策等について指導を行いました。

また、安威川流域環境対策採石連絡協議会においては、事業計画に基づき過積載の防止やシートの装着を図るため、碎石輸送ダンプカー実態調査を定期的に行いました。



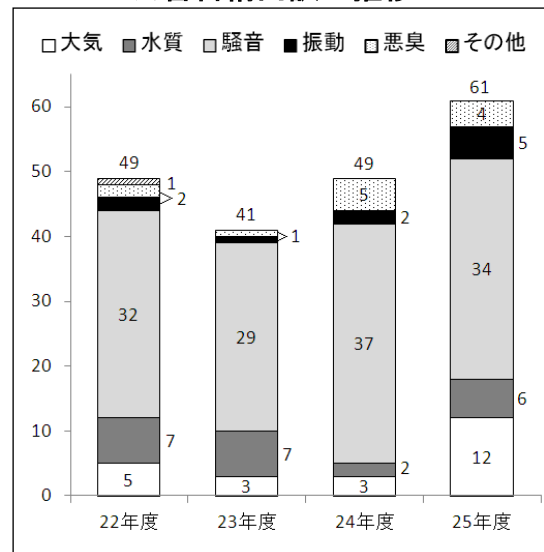
碎石輸送ダンプカー実態調査

8 公害苦情

平成25(2013)年度における苦情件数は61件寄せられ、昨年度より12件増加しました。近年の苦情は、工場等を発生源とした「産業型の苦情」は減少し、建物の解体工事、建設工事の際に発生する騒音、振動、粉じんへの苦情が増加しています。

このため、工事業者に対し、騒音・振動に関する規制基準を遵守すること、工事開始前に工事の内容等について、周辺住民に十分な説明を行うこと等を指導しています。

公害苦情内訳の推移



9 歴史的遺産・文化財の保存保護

(1) 歴史的遺産・文化財の保存保護

茨木市文化財保護条例に基づき、市内に残る貴重な文化財を調査し、指定制度による保存に努めています。

あわせて、郡山宿本陣（樺の本陣）をはじめとする国指定文化財及び大阪府指定文化財、さらに登録制度による建造物等文化財の保存を図っています。開発等の事業実施にあたっては、事業者が文化財を保存・保護するよう指導しています。



郡山宿本陣

(2) 文化財の活用による新たな市民文化の創造

地域の歴史的遺産を紹介・解説するボランティアの活用を図っており、さらに歴史文化を核とした事業の開催や文化遺産等の冊子の発行、パンフレットの作成配布等により、多くの市民が本市の歴史にふれ、理解を深める手助けを行っています。

また、文化財資料館等において、展示や講座・講習会を開催し、文化財や歴史によって市民の郷土愛を育み、出前講座による講師派遣など、文化的活動や事業に対する支援を行っています。

第2章 自然環境及び快適な生活環境の保全と創造

1 自然環境の保全

(1) 保存樹木・保存樹林の指定

「都市の美観・風致を維持するための樹林の保存に関する法律」により、保存樹木及び保存樹林として指定し、その保存を図っています。

平成25(2013)年度における保存樹木・保存樹林の追加指定はありませんでした。

【保存樹木指定】27か所、48本

【保存樹林指定】18か所、5.8ha



保存樹木 片桐町のクロマツ

(2) 緑化樹配付

緑豊かなうるおいのある街づくりを進めるため、大阪府が育成した樹木を住民が協同して行う地域緑化に活用するために配付しています。

平成25(2013)年度の緑化樹配付数及び平成9(1997)年度からの合計は、次のとおりです。

※つる性植物を含む。

緑化樹配付集計

年度	高木		低木		どんぐりの苗木
	地域	公共	地域	公共	
23	206	0	0	0	0
24	97	0	0	0	0
25	183	0	0	0	0
平成9年からの合計	2,832	948	14,857	9,106	120

(単位：本)

(3) 緑のリサイクル

公園の樹木や街路樹等の剪定の際、発生する枝葉を平成6(1994)年度からチップ化し、雑草の抑制等緑化資材として活用しています。また、平成24(2012)年度から剪定枝の一部をバイオ燃料化しています。

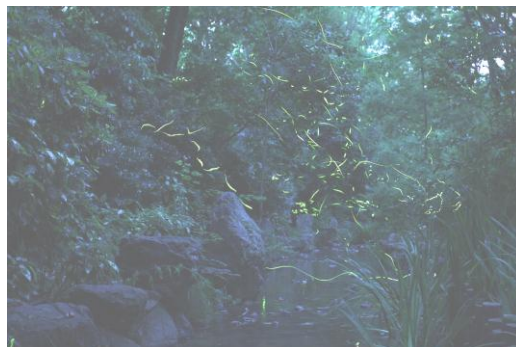
平成25(2013)年度の実績及び平成10(1998)年度からの合計は表のとおりです。

チップ・バイオ燃料化実績

年度	チップ (m ³)	バイオ燃料 (t)
23	1,500	0
24	500	283.8
25	500	351.4
平成10年からの合計	13,666	635.2

(4) 野鳥や昆虫の生息、移動等に配慮した公園・緑地の整備促進

西河原公園は、従来からあった大木や竹藪、用水路を生かした公園で、野鳥も多く、ゲンジボタルが自然発生する環境整備にも留意しています。毎年6月上旬頃に、公園内でホタル鑑賞会を実施しています。平成10(1998)年に開設した耳原公園は、山の地形を変えることなく、耳原大池を含めここに生きる動植物の保護を考えています。耳原大池は、中の島があり、野鳥の楽園となり池の周りにデッキを設置しバードウォッチングが楽しめ、緑の林を歩けば山野草、野鳥、昆虫に出会うことができます。



ホタル鑑賞会

- ・平成25(2013)年度ホタル鑑賞会（西河原公園）を実施しました。

【期間】平成25(2013)年6月7日～9日

(5) 里山の森林や農地などの適正な保全と活用

① 里山の森林

高度経済成長期を経て、日本の燃料・資材は便利な化石燃料や安価な輸入材などが主流となり、過去、必需品であった薪炭や生活資材、農業資材を得るために管理されていた「里山」が今、手入れされなくなってきています。山間地域において、森林ボランティアグループによる森林整備が行われています。また、平成17(2005)年度から森林サポーター養成講座を開講し、森林ボランティアの育成に努めています。



平成25年度養成講座の様子
(天然林整備)

これらを背景として、平成18(2006)年度には、森林ボランティアの養成と市民参加による自主的な里山保全を推進するための拠点施設として、旧春日丘高校泉原分校校舎を改修し、会議室・研修室・展示室や木工室等を備えた「里山センター」を開設し、平成24(2012)年度には、新たに木工工作室・多目的室や芝生広場を整備しました。



里山センター

② 農地（棚田）

農業従事者の高齢化や後継者不足等の理由により、農地（棚田）を保全していくことが困難な状況にあり、遊休地が増加している傾向にあります。遊休地を解消するため、農家による利用集積や集落営農の取り組み推進、並びに、市民農園開設等による都市住民の利用を促進しています。

（6）北摂山系や山麓一体の緑の保全

近年、山地部の開発事業により森林面積は微減していますが大きな変化は見られません。また、人工林率は大阪府下平均からみて低く、天然林が多く存在しています。

平成17(2005)年度から平成22(2010)年度の6か年の事業として、大阪府による自然環境保全治山事業を、泉原・上音羽・銭原地区等の府立自然公園及び保安林指定区域に導入し、森林整備や作業道、えん堤などの工事を実施しました。引き続き自然環境の保全や森林の持つ国土保全機能の向上に努めています。

（7）農地やゴルフ場に対する化学肥料や農薬の適正使用

① 農家

農薬に対する消費者の意識が向上し、安全で安心な農作物を生産していく必要性が高まるとともに、土や水等の自然環境の保全に対しても考慮していく必要性が高まっています。

大阪府において、環境に配慮した農業者の支援を行うため、大阪府が基準を作成し、減農薬・減化学肥料栽培した農産物を「大阪エコ農産物」として認証する制度（平成25(2013)年度、府下4,185件認証）があります。本市においてもこの制度を活用し、茨木産のエコ農産物（平成25(2013)年度、市内173件認証）に「いばらきっ子」と愛称をつけるなど、減農薬・減化学肥料栽培の推進に取り組んでいます。

平成14(2002)年度末の「農薬法」の改正に伴い、無登録農薬の使用が禁止されるとともに、違法な販売・使用等に対する罰則が強化されています。また、平成18(2006)年5月の「食品衛生法」の改正により、残留農薬が一定量以上含まれる食品の販売が禁止となる「ポジティブリスト制度」が導入されたことから大阪府、JA茨木市とともに農薬の飛散防止・適正使用を呼びかけています。



② ゴルフ場

ゴルフ場の芝を管理するため、毎年、農薬を散布しているのが現状ですが、「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指針基準」及び「大阪府ゴルフ場農薬適正使用等指導要綱」に基づいて、事業者には毎年農薬散布の使用計画と使用実績及び水質検査結果の報告を義務づけ、大阪府を通じて指導・取締りを行っています。

2 快適環境の創造

(1) 都市緑化の推進

① まちの緑化

「茨木市緑の基本計画」で中期目標（平成17(2005)年）と長期目標（平成37(2025)年）として、緑地の整備目標を定めており、目標値達成のため年次的に整備を進めています。

市街地における身近なみどりは、平成26(2014)年3月末現在、市民一人あたりの公園面積は、都市公園等で4.44㎡、児童遊園を加えると4.94㎡となっています。

② 公園・緑地の整備、緑化の計画

本市で開設している都市公園等（都市計画公園、都市計画緑地、その他の公園・緑地）は205か所、面積123.38haで、児童遊園299か所、面積13.90haを加えると、公園・緑地などの合計は504か所、面積137.28haとなっています。

③ 生垣緑化推進事業

「茨木市生垣緑化推進事業補助要綱」に基づき、生垣の設置等に対してその費用の一部を補助する制度です。平成7(1995)年度より実施しており、生垣延長実績計737.6mとなっています。平成25(2013)年度生垣緑化延長は2件・21.5mでした。

④ 寄贈樹木移植業務

本市に寄贈された樹木を公共施設に移植する事業を行っています。平成6(1994)年度から実施しており、移植実績は891本となっています。

⑤ 花と緑の街角づくり推進事業

公園・児童遊園や公共性の高い民有地を含めた場所に自治会や地域の団体等が植樹・管理ができるよう、花苗の配布やポット貸付をする事業で、平成6(1994)年度から実施しています。

花と緑の街角づくり推進事業の実績表

年度	花壇を対象とする団体			空閑地を対象とする団体			フラワーポット貸出団体		
	団体数	委員数	規模 (㎡)	団体数	委員数	規模 (㎡)	団体数	委員数	規模 (基)
23	33	461	351	23	354	359	80	1044	1,155
24	34	460	350	23	359	359	83	1,085	1,199
25	33	448	350	24	367	356	85	1,103	1,214

⑥ 市の木や花を用いた修景整備、街路整備等の推進事業

本市の花「バラ」を鑑賞するため若園公園にバラ園を設置するほか、西河原公園や、中央公園などにバラ花壇を設置しています。

⑦ 茨木自然歩道の整備

北摂連山や竜王山等の豊かな自然の中で、澄んだ空気と土の香りに親しみ、また四季のうつり変わりを楽しんでいただけるよう、本市の山間部を東西に通じる東海自然歩道をはじめ、竜王山、武士（もののふ）、鉢伏、山脈（やまなみ）、キリシタン、北山の6ルート（全長44.9km）の茨木自然歩道を設けています。

(2) 都市景観の保全と創造

【現状】

本市では、平成元(1989)年に「茨木市都市景観整備基本要綱」を制定し、平成2(1990)年には「茨木市都市景観整備計画」の策定を行いました。それにより、地域の特性に応じた景観形成の方針を示すとともに、市域全体で大規模な建築物等の届出を義務づけ、また、「都市景観整備地区」ではデザインマニュアルを用いた協議等により、市民・事業者とともに良好な景観を守り、育てていくための取り組みを行ってきました。

そして、本市はこれまで進めてきた景観行政の考え方を基に、景観法を活用した今後の景観行政の全体像を示すことを目的に、平成22(2010)年に「景観行政団体」となり、平成24(2012)年7月1日より、市民・事業者・行政が、将来の景観のあり方を考え、共有し、住み続けたいまちを未来へ継承していくための指針として、「茨木市景観計画」を策定するとともに「茨木市景観条例」を制定し、運用しています。



みどり・田園景観区域【大字佐保 棚田】



景観形成地区【宿川原町 椿の本陣前】

【講じた施策】

景観計画では、計画の対象となる区域を定め、良好な景観の形成に関する方針、建築物等の行為の制限に関する事項、また、景観形成上重要となる施設等について指定する場合の方針などを定めています。

市域全域を景観計画区域と定め、市街化調整区域の範囲を「みどり・田園景観区域」、市街化区域を「まちなみ景観区域」に区分し、景観形成の方針と行為の制限に関する事項を定めています。

なかでも、本市のシンボルと言える景観を有し、景観上重要な地区を「景観形成地区」として、地区の特性に応じた方針に基づいて良好な景観を誘導するため、規模に関わらず、全ての建築行為等を行う場合に届出を義務づけています。

良好な景観形成は、周辺との調和や配慮などが欠かせないことから、本市では、景観法に基づいた届出に先立ち、事前協議の場を設け、効果的に景観誘導を図っています。

また、歴史的価値の高い建造物や保全が必要な樹木を、景観重要構造物や景観重要樹木として指定するとともに、景観への配慮を特に必要とする道路、河川、公園等の公共施設についても、当該公共施設管理者と協議の上、最重要公共施設として位置づけていきます。

(3) 環境負荷に配慮した都市整備

【現状】

宅地開発等の許可時に「開発指導要綱」や「細街路整備計画」等に基づき、適正な規制・誘導等を行い、快適な生活環境を確保するよう指導しています。

【講じた施策】

① 「開発指導要綱」による規制等

宅地開発等の許可の際には、緑化空地や周辺空間の確保、公園の整備、一宅地規模の最低面積などを定めた「開発指導要綱」に基づき、良好な住環境を整備するよう指導を行っています。

② 細街路整備事業

市街地の環境、安全性等の向上のため市内各所に道路幅員6.3mを基本とした「細街路整備計画」を策定し、開発行為等の土地利用時において計画に基づき整備・誘導を行い、ゆとりある都市空間の形成に努めています。

③ 開発許可

平成25(2013)年度の開発許可件数は37件、細街路整備事業については、整備か所は16か所、整備面積は約600㎡となっています。

(4) 住環境の維持・増進

地域住民で良好な住環境を維持・保全されてきた地域や、土地区画整理事業等で面的整備された地域、一団の住宅地開発等では、それぞれの地域の特性を活かしながら、建築物の用途、形態等について総合的なルールを定める地区計画制度等を活用し、良好な住環境の形成及びその維持・増進を図っています。

なお、平成25(2013)年度末現在、33地区を都市計画決定しています。



地区計画

【彩都あさぎ五丁目 彩都地区計画】

(5) 住民主体の地区環境整備の推進・啓発事業の推進

地区の特性に応じた建築物の用途、形態などの内容を定める建築協定、景観協定及び地区計画等の制度の活用を推進しています。そのため、勉強会等の開催やまちづくりアドバイザーを派遣し、地域住民等とともに定める内容の案の作成を進め、住民が主体となったまちづくりを図ることとしています。

また、定めた内容について地域住民に周知し、目的や内容を分かりやすく説明した資料を作成・配布し、出前講座を実施するなど、その啓発にも取り組んでいます。

第3章 循環型社会の構築

1 廃棄物減量等推進審議会

「茨木市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」第8条の規定に基づき、一般廃棄物の減量等に関する事項について審議するため、平成17(2005)年8月に「廃棄物減量等推進審議会」を設置しました。

委員は13人で学識経験者、各種団体・企業の関係者、市民委員等で構成され、任期は条例で2年と定められています。

会議は原則として全て公開となっており、開催前には日時・会場等が公開されます。また、会議録は会議資料もあわせて情報ルームに設置するとともに、ホームページでも公開しています。

平成25(2013)年度の審議会の開催状況については下表のとおりです。

廃棄物減量等推進審議会委員名簿(50音順)

平成25年4月1日現在

氏名	所属等
今堀 洋子	追手門学院大学准教授
圓入 克介	元梅花女子大学教授
大根 敬子	廃棄物減量等推進員
岡野 清幸	大日本住友製薬(株)茨木工場
越智 万器夫	イオンリテール(株)
北村 武夫	橋本食糧工業(株)
木原 妙子	茨木市消費者協会
木村 晃治	廃棄物減量等推進員
竹原 篤子	アサヒ興産(株)
寺本 清八	茨木市自治会連合会
原田 智代	京都精華大学非常勤講師
福山 邦夫	公募市民委員
矢野 正	公募市民委員

審議会の開催状況

回数	開催日時	場所	議事の概要
第一回	平成25年11月27日(水)	茨木市役所 南館3階 防災会議室	①本市のごみ排出量・資源物量の推移について ②本市のごみ減量施策について ③分別収集モデル事業の実施結果について

2 廃棄物の減量化・リサイクルの推進

【現状】

① ごみの減量化・リサイクル

循環型社会の形成及び低炭素型社会への転換を推進するため、平成17(2005)年度に策定した「茨木市一般廃棄物処理基本計画」を平成23(2011)年度に見直しました。

本計画では、平成27(2015)年度の最終目標年度までに、平成22(2010)年度比、家庭系ごみ5%、事業系ごみ10%の減量目標を定めています。

ごみの減量化・リサイクルについては、本市広報誌、啓発冊子、ごみ収集車両による放送等の啓発や環境フェア等の行事により、市民啓発をさらに推進するとともに、資源物の収集、生ごみ処理容器等設置者への補助や子ども会等の集団回収に対する報奨金、また、廃棄物減量等推進員制度や事業系ごみ減量化推進懇話会制度を設け、市民や事業者の方々とともに、ごみの排出抑制・減量化・リサイクルへの取り組みを進めています。

② 建設工事に係る資材の再資源化

一定規模以上の建築物や土木工作物の解体工事、新築工事については、工事着手7日前に特定行政庁（茨木市）に届出を行い、一定の技術基準に従ってその建築物等に利用されている特定建設資材（コンクリート（プレキャスト鉄筋コンクリート板等を含む）、アスファルト、木材）を現場で分別解体し、再資源化することを義務づけた「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」が平成14(2002)年5月30日から施行されています。

【講じた施策】

① 廃棄物の減量

ごみの減量化・リサイクルについては、平成19(2007)年4月から、ごみ袋の透明化、缶・びん・ペットボトルの分別収集、古紙類の収集を実施し、平成25(2013)年度の家庭ごみの収集量は53,646 t、資源物を除いた収集量は50,388 tで、前年度と比べ約1.4%減少しました。市民一人一日あたりにすると約498 gとなり、前年度と比べ約1.4%の減少となりました。

② 牛乳パック及び古紙類収集事業

市内公共施設には、牛乳パック回収箱と古紙回収箱を設置して、牛乳パック・古紙類の収集に努めています。

また、月1回古紙類の収集日を設け、ステーション方式で、古新聞・古雑誌・段ボールを収集しています。収集したものは、環境衛生センターへ搬入、ストックした後、民間業者により資源化処理しています。

牛乳パック及び古紙類搬出実績（単位：kg）

年度	古紙類				牛乳パック	合計
	古新聞	古雑誌	段ボール	合計		
23	165,270	138,380	225,680	529,330	2,750	532,080
24	186,660	150,300	258,210	595,170	2,510	597,680
25	246,410	187,300	294,590	728,300	2,490	730,790

③ 缶・びん・ペットボトルの収集事業

食用の缶・びん・ペットボトルを資源物として、月2回、ステーション方式で収集しています。収集した資源物は環境衛生センターへ搬入、ストックした後、民間業者により資源化処理しています。平成25(2013)年度の缶・びん・ペットボトルの収集量は約2,415 tで、前年度と比べ約1.7%増加しました。

缶・びん・ペットボトル収集量 (単位: kg)

年度	缶類			びん類				ペットボトル	合計
	アルミ缶	スチール缶	合計	無色びん	茶色びん	その他びん	合計		
23	61,320	260,080	321,400	649,760	560,500	297,970	1,508,230	563,490	2,393,120
24	71,240	249,740	320,980	529,010	446,520	504,120	1,479,650	574,680	2,375,310
25	95,740	239,160	334,900	717,320	588,010	174,900	1,480,230	600,300	2,415,430

④ 生ごみ処理容器等設置補助事業

家庭から出る生ごみの減量化と再資源化を図るため、生ごみ処理容器等を購入し設置される市民に対し、購入費用の一部を補助しています。

【補助金額】 購入費の2分の1の額で、電気式は上限1基につき20,000円。

電気式以外は上限1基につき5,000円。

生ごみ処理容器等設置補助件数 (単位: 基)

年度	電気式	電気式以外	合計
23	43	15	58
24	36	16	52
25	59	22	81

⑤ 再生資源集団回収報奨金支給事業

ごみの減量と資源の有効利用を促進し、ごみ問題に対する市民の意識向上を図るため、自主的に再生資源集団回収を行う地域住民団体に対し、再生資源集団回収活動に必要な資材の購入や回収活動の円滑な実施に資する費用の一部として報奨金を支給しています。

【報奨金額】 年間回収量により2万円～7万5千円。

ただし、年間回収回数10回以上で、かつ年間回収量が1 t以上であること。

再生資源集団回収実績 (単位: kg)

年度	紙類	布類	缶類	その他	合計
23	10,197,587	430,039	161,616	13,824	10,803,066
24	10,069,250	400,493	166,214	16,176	10,652,133
25	9,877,237	399,619	172,476	24,515	10,473,847

⑥ 廃棄物減量等推進員制度

一般廃棄物の減量と再資源化の諸施策の推進を図るため、廃棄物減量等推進員制度を設けています。推進員は各自治会や茨木市消費者協会などの団体から、推薦されています。

【平成25(2013)年度活動内容】

- ・街頭キャンペーン（10月4日）
- ・茨木市環境衛生センター見学会（10月19日）
- ・研修会（10月20日）

⑦ 事業所向け啓発リーフレット及び事業系ごみ減量マニュアルの作成

事業系ごみの減量や適正処理についてまとめた啓発リーフレット及び具体的な取り組みについてまとめた事業系ごみ減量マニュアルを作成し、市内事業所に送付しました。

平成25(2013)年度は、リーフレットは4,000部作成し、2,816の事業所に送付しました。また、マニュアルは2,875部作成し、送付しました。

⑧ 事業系一般廃棄物減量計画書等の提出依頼及び事業所訪問の実施

「茨木市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」に基づき、多量排出事業者を定め、事業系一般廃棄物減量計画書の提出及び廃棄物管理責任者の届出を依頼しました。

平成24(2012)年10月1日からは、事業系ごみの減量化及び再資源化の効果を高めることを目的として、多量排出事業者の対象を、月5トン以上事業系一般廃棄物を排出する事業者から、月3トン以上事業系一般廃棄物を排出する事業者に拡大しました。

また、平成25(2013)年度は減量計画書に基づき、多量排出事業者82社のうち67社を訪問し、廃棄物の減量化・再資源化の取り組み状況の把握及び指導を行うとともに、廃棄物管理責任者を対象とした研修会を実施しました。

⑨ 事業系ごみ減量化推進懇話会

事業系ごみの減量化と再資源化を推進するため、事業系ごみ減量化推進懇話会を設けています。懇話会は事業所側から14人の委員と市側から5人の委員で組織しています。

平成25(2013)年度は、1回開催し、市の事業系ごみ量の推移や事業系ごみ減量施策、事業系一般廃棄物減量計画書の集計結果や事業系ごみの搬入物検査(展開検査)等について報告を行うとともに、各事業所で取り組まれているごみの減量化・再資源化等について意見交換を行いました。

⑩ エコショップ（ごみ減量化・リサイクル推進宣言店）制度

一般商店、商店街、百貨店、スーパー等の流通事業者が積極的にごみの減量化・リサイクルに取り組み、自らごみ減量化・リサイクル推進店であると宣言する制度です。

平成25(2013)年度末の本市のエコショップ登録店数は39店です。



エコショップマーク

⑪ 資源物持ち去り対策

茨木市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例で、資源物(缶・びん・ペットボトル・古紙類)について、市の集積場所からの収集及び運搬の禁止を規定しています。

資源物持ち去り対策として、集積場所に設置する啓発看板や啓発シートの配布や、ごみ出しのルール徹底等の啓発を行うとともに、警察への協力を求め、職員による巡回パトロールを実施しています。



啓発シート



啓発看板

⑫ 溶融残渣等の再利用の促進

本市のごみ処理施設は、高温溶融処理方式の炉(日量150 t 炉×3基)を採用しています。この炉の特徴は、溶融残渣の資源化再利用を図れることで、溶融残渣のうちスラグ9,263 t(全量ブロック等の骨材)、鉄分2,741 t(全量カウンターウェイトの充填材)の再利用を行っています。また、余熱エネルギーは、発電(発電量3,929万kWhうち余剰分の売電599万kWh)により、有効利用の促進を行っています。

⑬ 「建設リサイクル法」における環境に配慮した取り組み

ア 届出の現状及び施策

「建設リサイクル法」の施行に伴い、対象建設工事の発注者又は自主施工者は、工事の事前届出または通知が必要となりました。平成25(2013)年度中の取扱数は、土木工事では届出書103件、通知書101件でした。

また、建築工事では、届出375件、通知書受理(公共工事)12件でした。本市ではパトロール等を行い特定建設資材が適切に分解解体され、再資源化が図られるように努めています。

イ 「建設リサイクル法」における環境に配慮した取り組み

本市の公共建築物の建設にあたっては、「建設リサイクル法」の対象外工事についても工事現場で発生する材料、特にコンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材、建設発生残土の分別収集(回収)を行い、「建設リサイクル法」に基づき、請負者に対し廃棄物に対応した再資源化施設で適正に処理されるか確認を行っています。

なお、建設工事に際しては、いろいろな材料を使用するため、使用材料がリサイクル可能か、またリサイクル材料を使用しているか等、使用材料届の提出を求め事前確認を行っています。

特に、材料としては再生砕石、チップ材が含まれた材料や採削土の再利用や現場においては、材料の再利用等を行うことによって、資源循環型社会に即した取り組みを進めています。

3 廃棄物の適正な処理

(1) ごみ処理事業

【現状】

日常生活や経済活動によって排出されるごみは、生活様式の変化に伴い、多様化してきています。また、市民の生活環境意識の変革による環境美化、公害防止、省エネルギー対策、ごみの減量化の推進が社会的に強く要請されています。これらの要請に対処するため、事業者や市民に対し理解と協力を求め、快適環境の確保と公衆衛生の向上に努めています。

収集人口の推移

年度	収集人口
21年度	272,989人
22年度	274,194人
23年度	275,558人
24年度	276,713人
25年度	277,449人

平成25年度 ごみの処理経費 (単位：円)

	収集関係費	処分関係費	計
1 t 当たりの経費	27,105	17,268	44,373
市民 1人当たりの経費	5,241	6,755	11,996

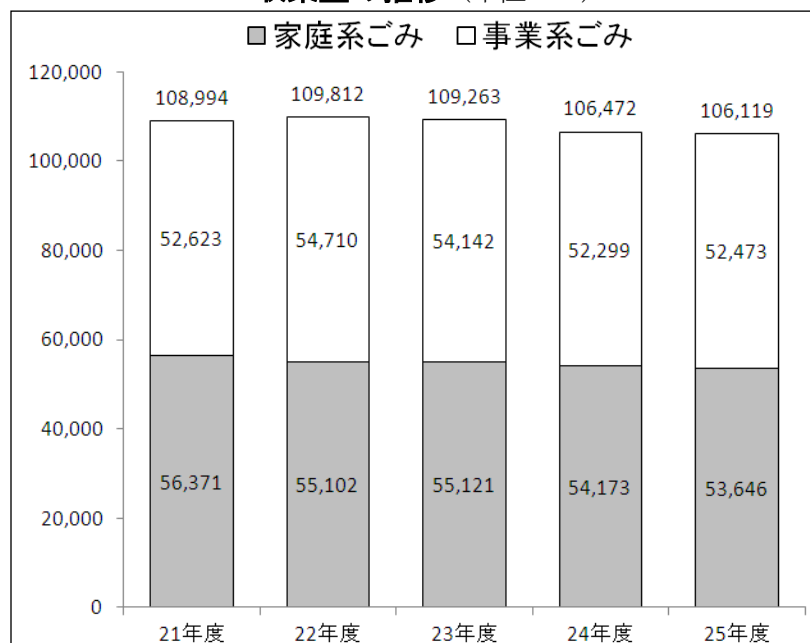
※ごみ処理施設の建設費用は含まれていません。

【講じた施策】

① ごみの収集

本市の家庭系ごみの収集は、普通ごみを週2回、粗大ごみを月2回、缶・びん・ペットボトルを月2回、古紙類を月1回、いずれもステーション方式で収集しており、平成25(2013)年度の収集量は53,646 tでした。事業系ごみは、許可業者による収集と直接搬入とがあり、平成25(2013)年度の搬入量は52,473 tでした。

収集量の推移 (単位：t)

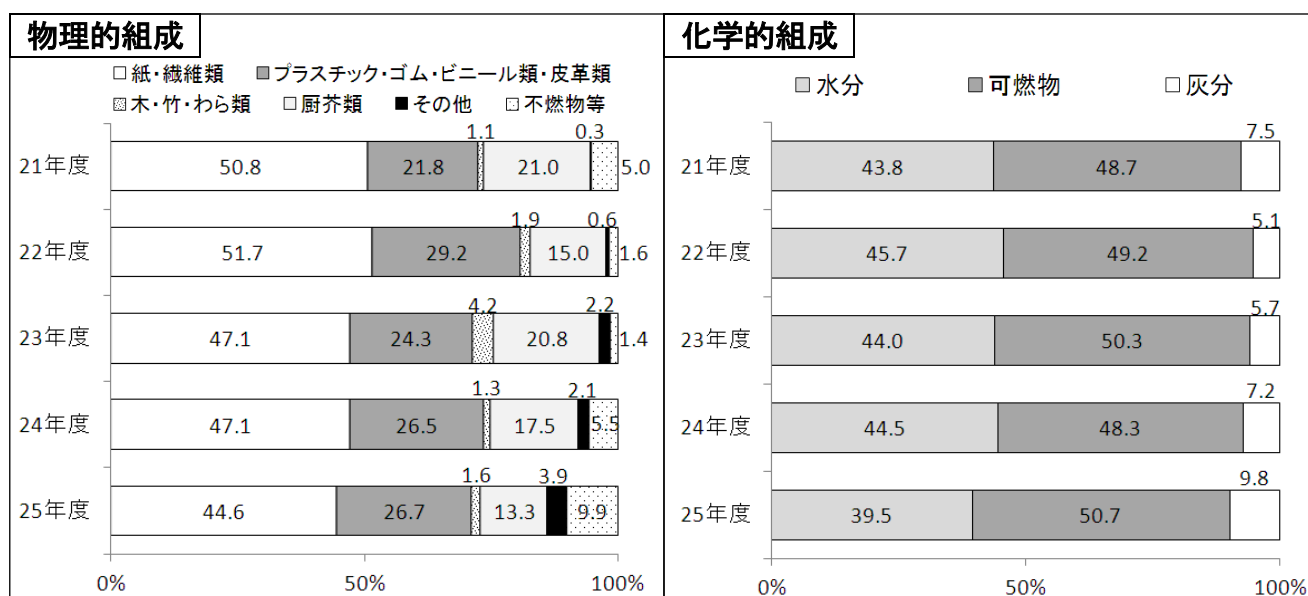


② ごみの処理

ごみの処理施設は、昭和55(1980)年7月に完成した150 t／日×3基、計450 t／日进行处理する高温溶融処理方式を採用し、ごみの適正処理を行うとともに残渣の資源化再利用、余熱エネルギーによる発電等、資源の有効利用を推進しています。

また、ごみ量の増加と、施設の耐用年数を考慮し、平成5(1993)年7月から同処理方式により、2基(150 t／日×2基)の更新工事に着手し、平成8(1996)年3月に完成しました。引続き平成8(1996)年9月から1基(150 t／日)の更新工事に着手し、平成11(1999)年3月に完成しました。現在は新設炉3基でごみ処理を行っています。平成25(2013)年度のごみの処理量は108,528 tでした。

ごみの組成分析結果



③ 動物死体の措置

動物死体の措置については、環境衛生センター内にある動物専用火葬炉で処理しています。飼犬、飼猫等動物死体の収集運搬手数料は1体1,000円、処理手数料は1体1,000円、収骨の場合は1体5,000円で火葬しています。

平成25年度 年間総件数 (単位：匹)

犬	猫	その他	合計
606	1,131	386	2,123

平成25年度 年間有料件数 (単位：匹)

有料分数量			無料分数量
市収集分	センター持込分	計	
287	869	1,156	967

(2) し尿処理事業

【現状】

し尿処理については、公共下水道の整備が進み、し尿収集処理人口が年々減少しているため、平成16(2004)年4月から前処理後希釈により公共下水道へ放流を実施しています。

【講じた対策】

① し尿収集

し尿収集は一般家庭等及び臨時を直営で実施しており、平成25(2013)年度の一般家庭等収集戸数は1,197戸、臨時収集件数は1,176件で、収集量は4,370 tでした。

② 浄化槽汚泥収集

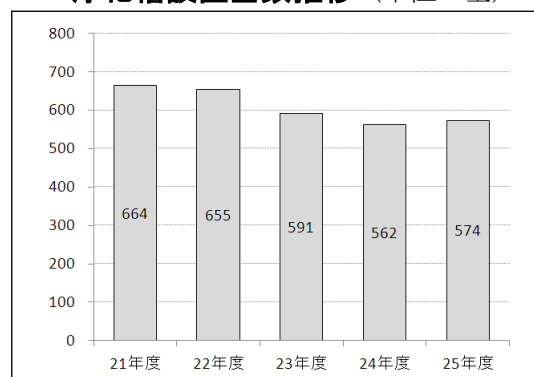
浄化槽汚泥収集は許可業者により維持管理点検と清掃が行われており、平成25(2013)年度の設置基数は574基で、収集量は1,346 tでした。

③ し尿・浄化槽汚泥処理

公共下水道の供用開始に伴い、し尿処理施設については、下水道に放流する方式に改造を行っています。

平成25(2013)年度のし尿・浄化槽汚泥処理量は6,943 tでした。

浄化槽設置基数推移 (単位：基)



平成25年度 し尿処理経費 (単位：円)

	収集関係費	処分関係費	計
1 t 当たりの経費	30,268	8,830	39,098
処理人口 1人当たりの経費	42,219	7,357	49,576

※処分人口には、浄化槽人口を含みます。

第4章 地球環境の保全

1 地球温暖化対策

① 地球温暖化とは

大気中には、二酸化炭素やメタンなどの「温室効果ガス」と呼ばれる気体があります。太陽から地表に届いたエネルギーは地表を暖め、その熱は赤外線という形で放射されますが、温室効果ガスにはその赤外線を吸収するという働きがあります。吸収された熱は再び地表に向かって放射され、地表を暖めます。これが「温室効果」です。温室効果がないと地球の平均気温は -19°C になってしまいます。温室効果があることで、地上は現在のような生態系が保たれています。

ところが化石燃料の使用等の人類の活動により温室効果ガスの排出量が増え、大気中の濃度が高まった結果、地表付近の気温が上昇しています。これが地球温暖化と言われる現象です。

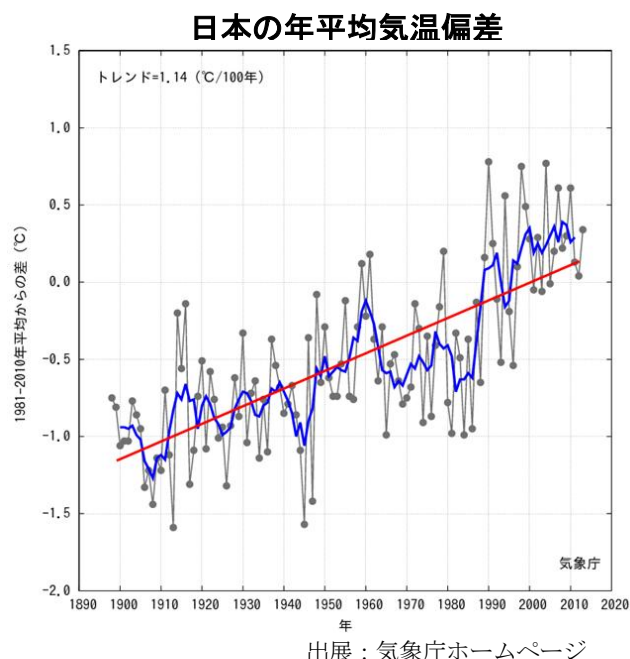
世界の年平均気温は100年あたり 0.68°C の割合で、日本における年平均気温は100年あたり 1.15°C の割合で上昇し、特に1990年代以降、高温となる年が頻出しています。このように、気候、生態系、都市環境、人の健康など幅広い分野において、既に地球温暖化が原因と思われる影響が顕在化しています。また、今後地球温暖化が進行すれば、影響の範囲や強度が増大することが予測されています。

② 国際的な動き

この地球温暖化は1980年代から問題視されるようになり、平成4(1992)年に「環境と開発に関する国際連合会議(地球サミット)」において、大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを究極の目標とする「気候変動に関する国際連合枠組条約(国連気候変動枠組条約)」を採択し、地球温暖化対策に世界全体で取り組んでいくことに合意しました。同条約に基づき、平成7(1995)年から毎年、気候変動枠組条約締約国会議(COP)が開催されています。

平成9(1997)年の気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3)では、先進国の拘束力のある削減目標(平成20(2008)年から平成24(2012)年の5年間で、平成2(1990)年に比べて日本 -6% 、米国 -7% 、EU -8% 等)を明確に規定した「京都議定書」が合意され、世界全体での温室効果ガス排出削減の大きな一歩を踏み出しました。

そして「京都議定書」の第一約束期間終了後は、平成23(2011)年の気候変動枠組条約第17回締約国会議(COP17)において、将来の枠組みへの道筋、京都議定書第二約束期間に向けた合意などの一連の合意がなされました(ダーバン合意)。



平成25(2013)年は、ポーランド・ワルシャワにおいて、気候変動枠組条約第19回締約国会議(COP19)が行われ、平成32(2020)年以降すべての国に適応される法的枠組みについて話し合われました。

③ 地球温暖化対策の総合的な推進

近年の日本の取り組みとして「京都議定書」の第一約束期間終了後は、中長期的な低炭素社会の構築に向けて対策・施策を総合的・計画的に進めるための「中長期ロードマップ」を取りまとめました。しかし、東京電力福島第一原子力発電所の事故をうけ、原子力発電への依存度を平成42(2030)年には5割とするとした、エネルギー基本計画(平成22(2010)年6月閣議決定)を白紙で見直すべき状況となりました。そこで、省エネルギー・再生可能エネルギーといった、グリーンエネルギーを最大限に引き上げることで、原発依存度を減らし、化石燃料依存度を抑制することを基本方針とする「革新的エネルギー・環境戦略」を平成24(2012)年9月に策定しました。

平成25(2013)年の気候変動枠組条約第19回締約国会議(COP19)において日本は、①京都議定書第一約束期間の削減実績は8.2%が見込まれ、6%削減目標を達成すること、②平成32(2020)年の温室効果ガス削減目標について、平成2(1990)年比25%削減に代わる新たな削減目標として、平成17(2005)年比3.8%減とすること、③更なる技術革新、日本の低炭素技術の世界への普及および平成25(2013)年から平成27(2015)年の3年間における1兆6千億円(約160億ドル)の支援を含む「攻めの地球温暖化外交戦略(Actions for Cool Earth(ACE))」に取り組むこと、の3点について表明し、各国から一定の評価・理解を得ました。

温室効果ガス削減目標については、現政権が掲げる経済成長を遂げつつも、世界最高水準の省エネを更に進め、再エネ導入を含めた電力の排出原単位の改善、フロン対策の強化、二国間オフセット・クレジット制度、森林吸収源の活用など、最大限の努力によって実現を目指すものです。

本市では、市域の温室効果ガス排出量の削減目標を定めた「茨木市地球温暖化対策実行計画」を策定し、推進しています。

2 茨木市地球温暖化対策実行計画の進捗状況

茨木市地球温暖化対策実行計画では、市民一人あたりの排出量について削減目標を掲げ取り組みを推進しています。平成25(2013)年8月に、茨木市環境審議会地球温暖化対策推進部会を設置し、茨木市地球温暖化対策実行計画の進捗管理を行っています。平成25(2013)年度の取り組み状況等は、39～47ページをご参照ください。

茨木市地球温暖化対策実行計画の進捗状況

目標（中期目標） 平成32(2020)年度：平成2(1990)年度（基準年度）比
市民1人あたり温室効果ガス20%削減

○長期目標（平成62(2050)年度）平成2(1990)年度比 市民1人あたり温室効果ガス70%削減を掲げています。

【総合評価】

●現状について

- ・基準年度からみると、市域全域の1人あたりの温室効果ガスの排出量は削減傾向にありますが、民生家庭部門、民生業務部門については増加傾向であり、より一層の取り組みが求められます。
- ・エネルギー消費量（総量）については、基準年度からみて、全体では減少傾向ですが、民生家庭部門、民生業務部門については増加傾向にあります。一方、平成20(2008)年以降の数年の動きでは、民生業務部門は減少傾向にあります。また、両部門とも平成22(2010)年度から平成23(2011)年度にかけては減少しています。
- ・太陽光発電システム設置補助や事業者向けの設備補助の申請件数は増加傾向です。また、緑のカーテンも取り組みが広がっています。

●今後の取り組みについて

- ・太陽光発電システムや省エネルギー機器の導入促進について継続して啓発を行う必要があります。
- ・環境家計簿や省エネナビの普及促進のほか、地球温暖化対策につながる環境教育など、意識啓発の促進が求められます。

平成25(2013)年度の市域の特徴的な取り組み

緑のカーテンの推進

市域の48人の市民モニター、4事業所、73の教育施設が緑のカーテンに取り組みました。中には、ゴーヤの収穫100本をめざし、収穫したゴーヤを食べ比べるなど、楽しみながら取り組んだ事例も！
緑のカーテンは、室内への日射を防いでくれ、省エネ生活につながります。



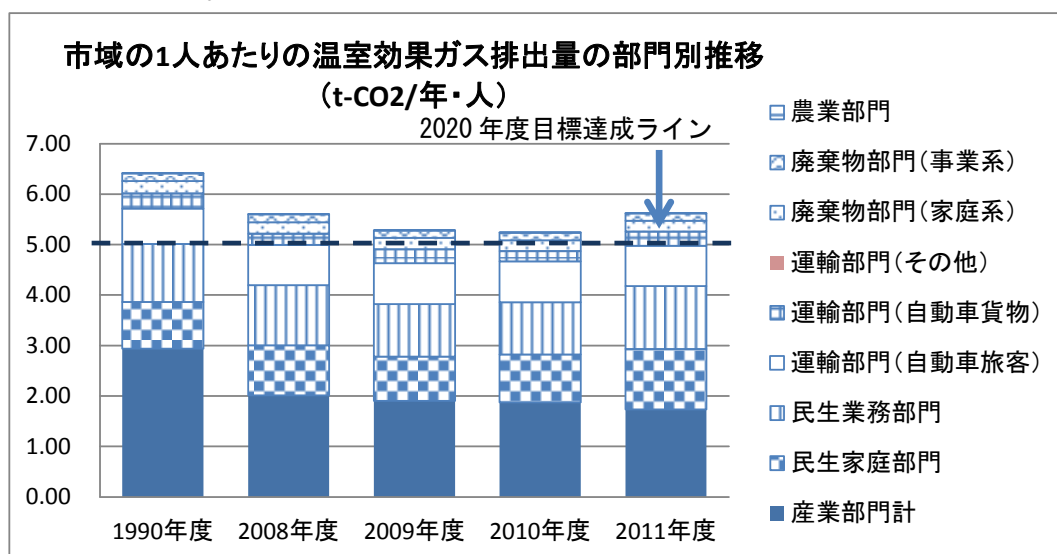
エコグランプリいばらきの実施

省エネコンテストとして2月に「エコグランプリいばらき」を実施しました。市民や事業者から21件の応募があり、ダンボールコンポストや自転車を使ってのエコカフェなど、多様な取り組みが紹介されました。



目標値への進捗指標

- 最新の数値として、平成23(2011)年度は、市民一人あたりの排出量が5.63(t-CO₂/年・人)と平成2(1990)年度から12.3%削減しました。これは、産業部門における排出量が大幅に削減されていることが影響しています。なお、前年(5.25t-CO₂/年・人)と比較すると、7.3%増加しています。
- 一方、民生家庭部門における市民一人あたりの排出量は、平成2(1990)年度から30%増加し、民生業務部門では8%増加しています。
- 単位あたりの部門別排出量をみると、多くの部門で増加しています。産業部門の場合、各事業所の取り組み以上に、景気動向に影響した製造品出荷額の減少が、大きく影響していると考えられます。



<電力の排出係数 (kg-CO₂/kWh) >

平成2年度 (1990)	平成20年度 (2008)	平成21年度 (2009)	平成22年度 (2010)	平成23年度 (2011)	平成24年度 (2012)
0.353	0.355	0.294	0.311	0.45	0.514 (参考)

<目標の目安：単位あたりの部門別排出量 基準(1990)年度比および前年度比>

部門 ※	単位	目安	最新年度値 (平成23(2011)年度)	
		平成32(2020)年度 基準年度比	基準年度比	前年度比
産業部門 ※1	製造品出荷額	-31%	+59%	+42%
民生部門 ※2	家庭部門	-29%	+30%	+26%
	業務部門	-50%	-14%	+21%
運輸部門	自動車旅客	+8%	+14%	-2%
	自動車貨物	-48%	+155%	+113%
廃棄物部門	家庭系	+39%	-14%	0%
	事業系	+2%	-21%	-1%

※1 産業部門：製造業、農林水産業、鉱業、建設業

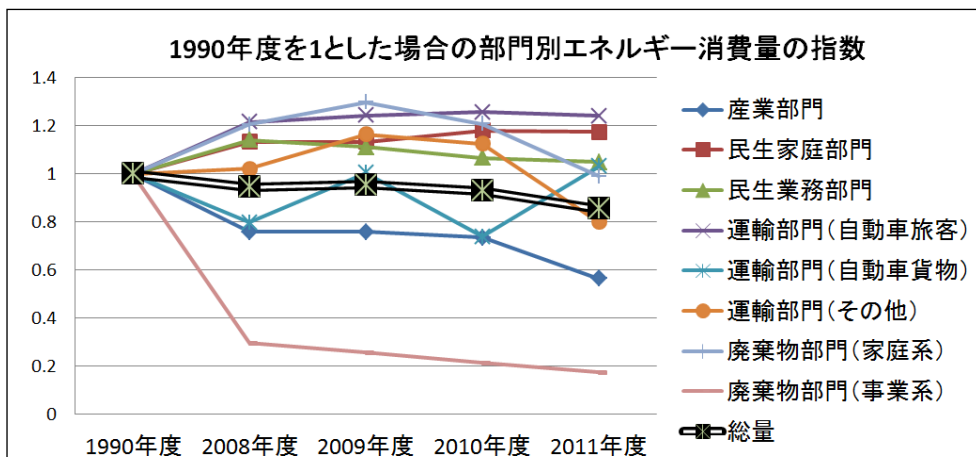
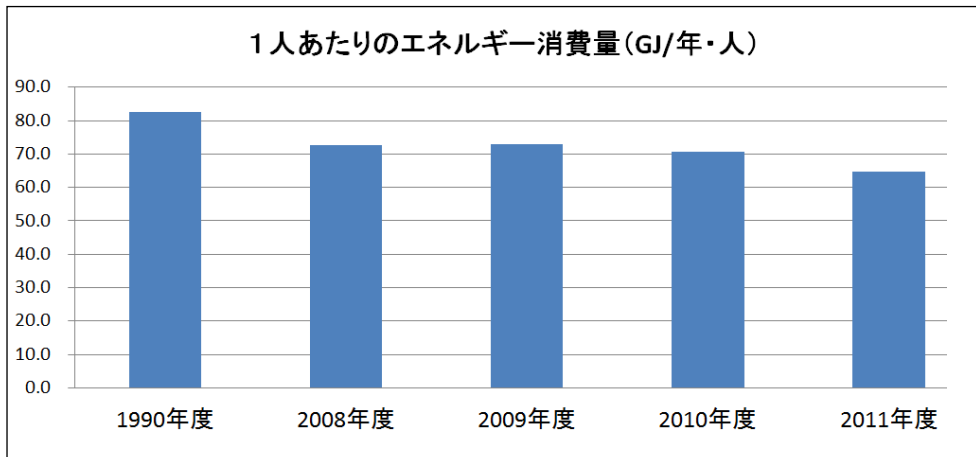
※2 民生部門(家庭部門)：自家用自動車等の運輸関係を除く家庭消費

民生部門(業務部門)：事務所、ビル、ホテル、飲食店、百貨店、病院、サービス業等

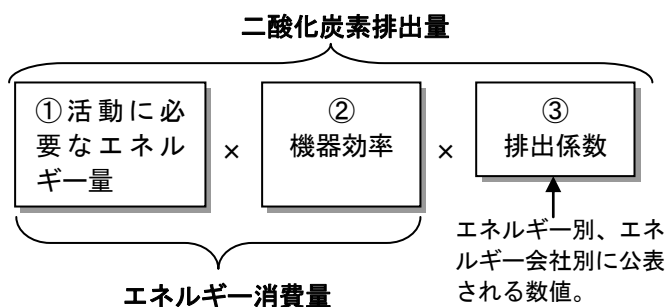
評価指標

全体指標

市民、事業者の活動の様子が良く分かる指標が「部門別エネルギー消費量」です。
市全体でみると、エネルギー消費量は（1人あたり及び総量ともに）減少傾向にあります。
部門別エネルギー消費量については、平成2（1990）年度と比べて、産業部門、運輸部門（その他）、廃棄物部門（家庭系、事業系）で減少しており、それ以外の部門は増加しています。



参考：二酸化炭素排出量とエネルギー消費量の関係
二酸化炭素排出量は、下記の方法で算出されます。エネルギー消費量は市民、事業者の活動で無駄なエネルギーを使わない（①）、省エネ性能の高い住宅や機器を選択する（②）ことで減らすことができます。

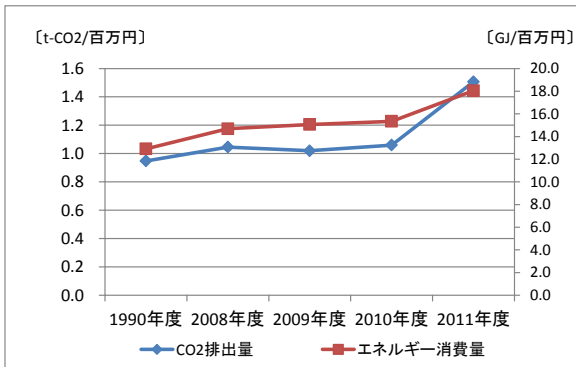


エネルギー消費量は、二酸化炭素排出量に比べると、事業活動や市民の生活で取り組んだ結果がより分かりやすく表れている数値だよ。

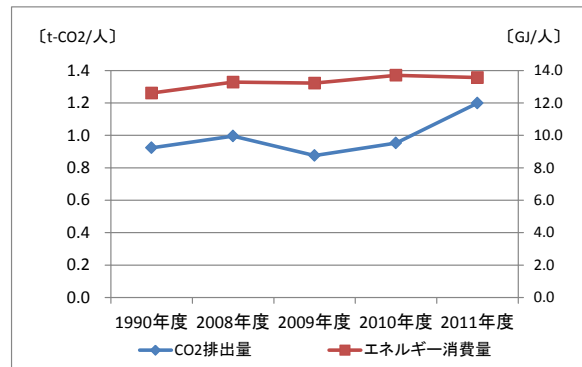


＜各部門の単位あたりのCO2排出量およびエネルギー消費量＞

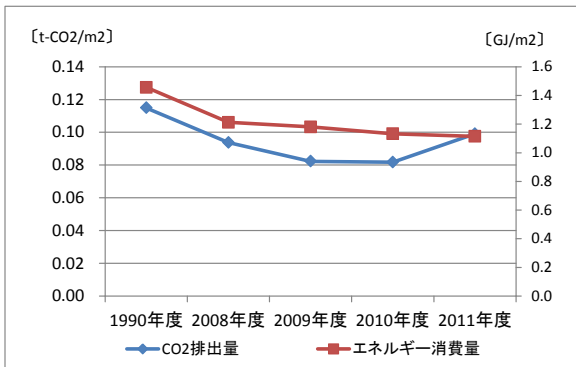
産業部門（製造業・農林水産業・鉱業・建設業）



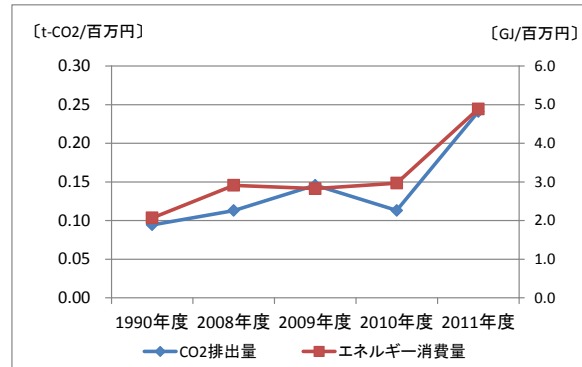
民生家庭部門



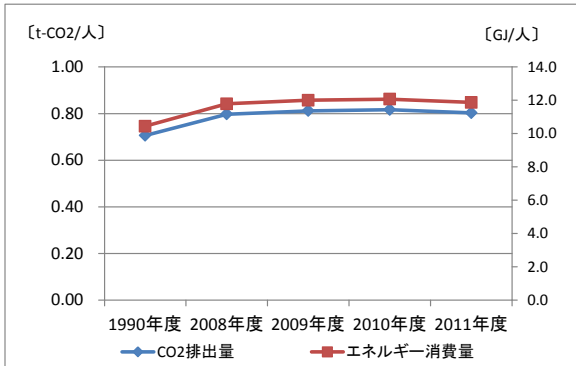
民生業務部門（事務所、百貨店、病院、サービス業等）



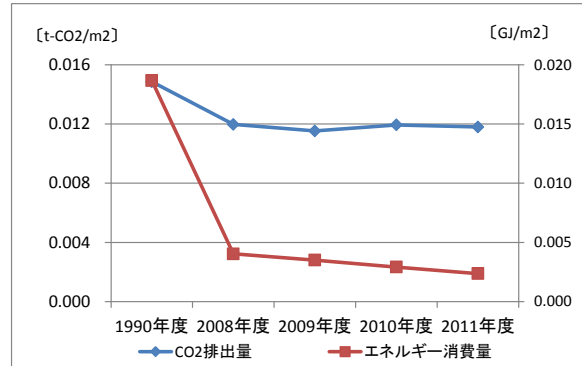
自動車貨物



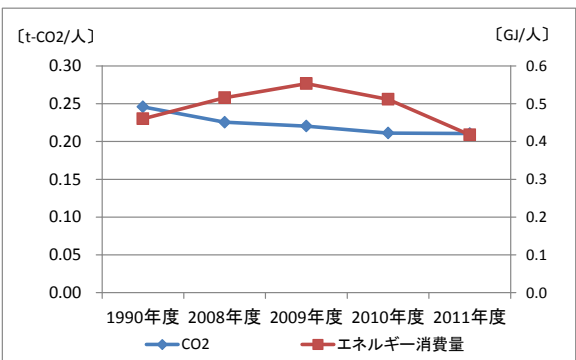
自動車旅客



事業系廃棄物



家庭系廃棄物



産業部門では、平成23(2011)年の東日本大震災の影響で、市民1人あたりのエネルギー消費量は減少しているけれど（41ページ参照）、製造品出荷額あたりのエネルギー消費量は増加しているよ。これは、製造品出荷額が落ち込み、製造品出荷額100万円あたりのエネルギーの使用効率が悪くなったためと考えられるよ。

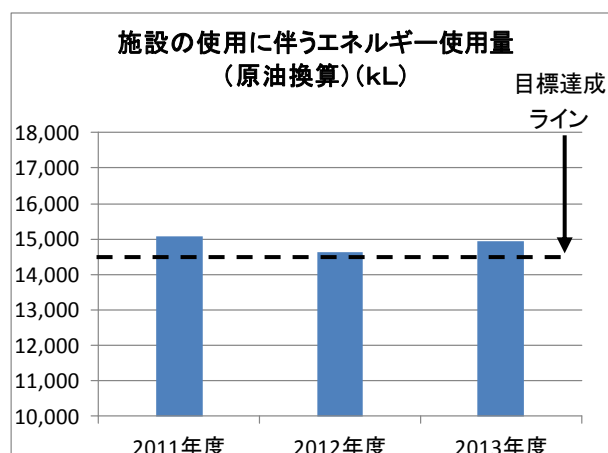
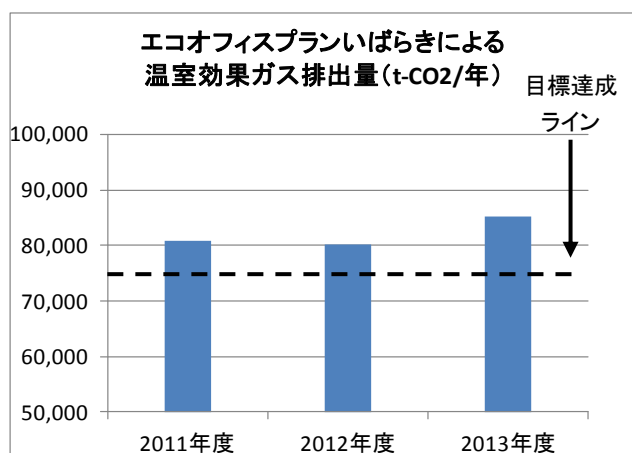


環境にやさしいライフスタイルが普及しているまち

活動指標

- ・低炭素ライフスタイルの普及促進のため、環境フェアや啓発事業を行い、市民・事業者の参加を呼びかけています。
- ・市では、エコオフィスプランいばらき（第4版）を実践し、市の事務事業において排出する温室効果ガスについて、平成23(2011)年度を基準として7%の削減の目標を掲げています。平成25(2013)年度は、平成23(2011)年度比5.3%の増加となり目標未達成となりました。排出係数の影響もあり、エネルギーの使用に伴う二酸化炭素排出量が大幅に増加したためと考えられます。また、エネルギー使用量については、平成25(2013)年度は前年度より微増しましたが、平成23(2011)年度比では0.7%の削減となりました。エコオフィスプランいばらき（第4版）の取り組みについての詳細は、67ページをご参照ください。

指標 (把握頻度)	平成24年度 (2012)	平成25年度 (2013)
環境フェアの参加者数(人)(毎年)	5,300	3,000
ごみ減量に関する啓発の取り組み数 (キャンペーン・出前講座)(件)(毎年)	13	11
高効率給湯器等導入件数(件)(毎年)	1,527	1,405



エネルギー使用量は基準年度より少なくなっていることがわかるね！



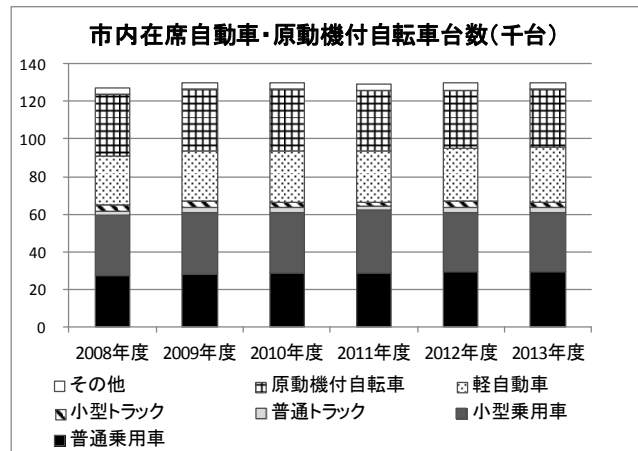
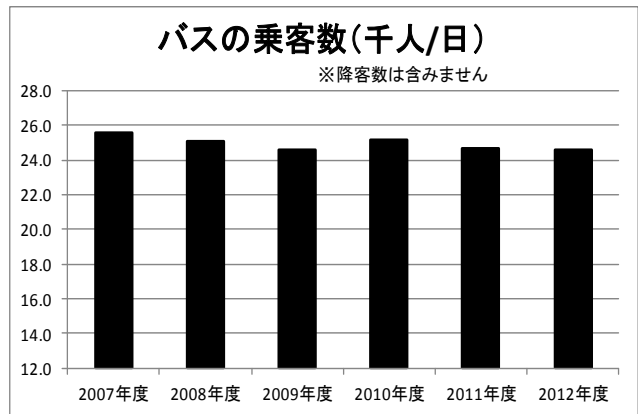
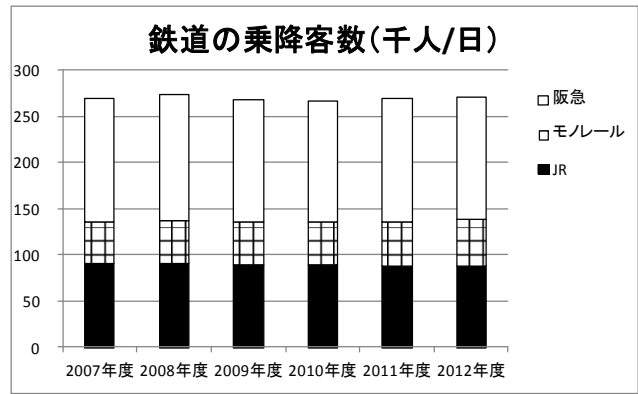
多様な暮らし・なりわいができるまち ～再生可能エネルギー導入、熱の活用～

- ・認定低炭素建築物の認定制度は、平成25(2013)年度にスタートしたため、今後件数が伸びていくことが推測されます。

指標 (把握頻度)	平成24年度 (2012)	平成25年度 (2013)
再生可能エネルギー等導入件数(件)(毎年)	700	763
長期優良住宅の認定件数(件)(毎年)	356	346
認定低炭素建築物の認定件数(件)(毎年)	—	8

人にも環境にもやさしく移動ができるまち

- ・ 鉄道の乗降客数については、モノレールは増加傾向にあります。JRは減少傾向にあります（平成19(2007)年度比JR：3%減、モノレール：12%増）。一方、阪急はほぼ増減がありません。また、バスの乗客数は、微減（平成19(2007)年度比4%減）しています。
- ・ 自動車保有状況について、総数2%増とほぼ横ばいの状態が続いています。本市では、普通乗用車、小型乗用車、軽自動車、原動機付自動車がそれぞれ約20%~25%を占めています。
- ・ 一方、普通トラックは全体に占める割合は小さいですが、台数は、平成20(2008)年度に比べると62%増加しています。



自動車の利用が少なくなり、鉄道やバスの利用者、歩行者や環境負荷の少ないEV・PHVや自転車が増えていくとめざまちの姿に近づくよ！



指標 (把握頻度)		平成24年度 (2013)	平成25年度 (2013)
自動車分担率 (%) (10年に1度・最新：平成22年度)		23	23
中心部の歩行者・自転車通行量 (5年に1度・最新：平成22年度)	歩行者 (人/12h)	3,277	3,277
	自転車 (台/12h)	5,299	5,299
EV・PHV充電設備数 (基) (毎年) (累積値)		3	8
コミュニティサイクル (レンタ) サイクル台数 (台) (毎年) (累積値)		979	979

※自動車分担率とは、市域全体の移動数に対する自動車移動している移動数の割合を示します。

環境負荷が小さいまちづくりが進んでいるまち

- ・現在、市では、公共施設・街路灯へのLED導入を進めています。また、LED導入以外にも、低炭素建築物の認定などにも取り組んでいます。

指標 (把握頻度)	平成24年度 (2012)	平成25年度 (2013)
公共施設・街路灯へのLED等の導入件数(灯) (毎年)	1,897	214
認定低炭素建築物の認定件数(件) (毎年) 【再掲】	—	8

環境意識が次世代へ継承されるまち ～環境・エネルギー教育の推進～

- ・環境意識が次世代へ継承されるよう、市民や市民団体、企業の方などと連携して、以下の取り組みを進めています。

指標 (把握頻度)	平成24年度 (2013)	平成25年度 (2013)
環境市民講座(年1回)参加者数(人) (毎年)	29	100※
環境教育ボランティア活動(派遣)者数(人) (毎年)	102	130
市民団体による環境家計簿普及促進事業 (環境講座)実施(毎年)	開催数(回)	7
	参加者数(人)	342
里山センター利用者数(毎年)	3,701	5,443
市民参加型森林保全事業市民ボランティア登録者数(毎年)	18	13

※省エネコンテストと同時開催



環境市民講座の様子



環境教育ボランティアによる活動の様子



市民団体による環境家計簿普及促進の様子

市では、各設備の導入件数やボランティアや講座参加者が増えて環境意識が高まることを目指しているよ！



主な事業の実施状況

環境にやさしいライフスタイルが普及しているまち

事業	取り組み内容（実績）	担当課
省エネナビモニターの活用及び普及	8件貸出	環境政策課
環境市民講座の開催	1回開催	環境政策課
集団回収、古紙類など資源物の分別・再資源化	再生資源集団回収報奨金事業を運用（410団体、約10,474t回収）	環境政策課
廃物減量等推進員活動の推進	街頭啓発キャンペーン、環境衛生センター見学会、廃棄物減量等推進員研修会を実施	環境政策課
事業所訪問、啓発冊子・副読本の発行	67事業所を訪問、啓発リーフレット4,000部発行	環境政策課

多様なくらし・なりわいができるまち ～再生可能エネルギー導入、熱の活用～

事業	取り組み内容（実績）	担当課
省エネ・省CO2設備導入補助事業	10件、約161t-CO2削減	環境政策課
エコショップ制度の推進及び登録店舗の市HPへの掲載	39店舗	環境政策課
住宅用太陽光発電システム設置補助事業	488件、1845.45kW、約580t-CO2削減	環境政策課

人にも環境にもやさしく移動ができるまち

事業	取り組み内容（実績）	担当課
公用車への低燃費自動車の導入	軽自動車9台、市長車1台、塵芥車2台、タンク車1台	総務課等
EVの普及	いばらき環境フェアでEVの展示、試乗会を実施	環境政策課

環境負荷が小さいまちづくりが進んでいるまち

事業	取り組み内容（実績）	担当課
朝市・青空及び直売所PR（地産地消の実践）	市HPに掲載、市の広報誌11件	農林課

環境意識が次世代へ継承されるまち ～環境・エネルギー教育の推進～

事業	取り組み内容（実績）	担当課
市民参加型森林保全事業	森林の保全と活用を図る市民ボランティアの育成を図る	農林課
環境家計簿の作成・配布	1,000冊作成、342人に説明・配布	環境政策課

3 茨木市地域エネルギービジョンの進捗状況

「茨木市地域エネルギービジョン」では、計画の推進に関し、重点プロジェクトの取り組み状況について情報提供することとしています。また進捗管理については、「茨木市地球温暖化対策実行計画」とともに行うものとしています。

- ① プロジェクト1 新エネルギー導入スタイルの発信
 - ・実績については43ページの「環境にやさしいライフスタイルが普及しているまち」及び「多様なくらし・なりわいができるまち」をご参照ください。
- ② プロジェクト2 多様な主体の協働による新エネルギーの導入
 - ・実績については43ページの「環境にやさしいライフスタイルが普及しているまち」及び「多様なくらし・なりわいができるまち」をご参照ください。
- ③ プロジェクト3 低炭素ライフスタイルの普及
 - ・実績については43ページの「環境にやさしいライフスタイルが普及しているまち」、45ページの「環境負荷が小さいまちづくりが進んでいるまち」及び「環境意識が次世代へ継承されるまち」をご参照ください。
- ④ プロジェクト4 コミュニティサイクル事業の普及促進
 - ・実績については44ページの「人にも環境にもやさしく移動ができるまち」をご参照ください。
- ⑤ プロジェクト5 EV（電気自動車）・PHV（プラグインハイブリッド自動車）の普及促進
 - ・実績については44ページの「人にも環境にもやさしく移動ができるまち」をご参照ください。
- ⑥ プロジェクト6 マイカー通勤の抑制

第5章 市・市民・事業者の参加と協働

1 環境保全に関する啓発活動・情報提供

(1) いばらき環境フェアの開催

本市では、産業環境部を中心に各種関係機関、ボランティア団体等と協働して「いばらき環境フェア2013」を開催しました。

【行事名】 いばらき環境フェア2013

【実施日】 平成25(2013)年10月19日(土)・20日(日) 午前10時～午後4時

【場所】 茨木市市民総合センター（クリエイトセンター）

【テーマ】 なるほど実感！なるほど納得！省エネ創エネ最前線～知っているようで知らなかった「省エネ」と「創エネ」の最前線を実感しよう！～

【来場者】 約3,000人

【主な内容】 ① センターホールイベント

- ・映画上映「ライフ いのちをつなぐ物語」
- ・絵本「もったいないばあさん」の読み聞かせ会
- ・「獣電戦隊キョウリュウジャーショー」&写真撮影会
- ・「真珠まりこさん絵本のトークショー」

② 環境教育ボランティア市民講座

- ・「目からウロコの野菜教室」
- ・「私たちのくらしと小型家電リサイクル法」
- ・「映像で迫る！北摂の動物たち」
- ・「エネルギーの無駄遣いから、省エネを考える」

③ 観察会

- ・自然と親しむ散歩会（旧茨木川緑地）

④ 展示・体験学習

- ・総合展示コーナー
- ・エコカーの展示・試乗・天然ガス自動車コーナー
- ・野菜クイズ・水生生物展示
- ・リサイクル家具の展示・抽選会
- ・市民団体活動報告
- ・自然工作教室
- ・企業参加コーナー
- ・親子エコ和食教室
- ・いばらきおもちゃ病院
- ・リフォーム・リメイク作品展示
- ・梅花女子大学茶道部による野点 他



いばらき環境フェア

(2) エコグランプリいばらきの実施

- 【行事名】 エコグランプリいばらき
- 【実施日】 平成26(2014)年2月15日(土)
- 【場所】 茨木市立男女共生センター ローズWAM ワムホール
- 【参加人数】 100人
- 【発表者数】 11人

(3) 水質環境モニタリング事業の実施

河川に生息している水生生物の観察を通して、水質の状況を知り、水環境への関心を高める事を目的として、市内の小学生4～6年生の親子を対象として安威川桑原橋上流付近で観察会を実施しています。平成25(2013)年度の実施概要は以下のとおりです。

- 【行事名】 親と子の水辺自然観察会
- 【実施日】 平成25(2013)年8月9日(金)
- 【場所】 安威川桑原橋上流付近
- 【参加人数】 23組49人
- 【ボランティア参加人数】 6人
- 【講師】 環境省 自然公園指導委員
谷 幸三 氏

(4) 安威川河川敷クリーンキャンペーン

7月の河川愛護月間の一環として親しみと潤いのある水辺空間創出のため、市民に親しまれている安威川河川敷の環境美化活動を、行政と地域住民が一体となって行い、良好な水辺環境の保全と向上を図りました。平成25(2013)年度の実施概要は以下のとおりです。

- 【行事名】 安威川河川敷クリーンキャンペーン
- 【実施日】 平成25(2013)年7月25日(木)
- 【場所】 安威川河川敷 (三島橋～山科橋)
- 【参加人数】 約365人
- 【ごみ収集量】 約300kg

(5) アドプト・リバー佐保川

地域に愛される河川づくりや地域の環境美化の推進を図ることを目的として佐保自治会が佐保川河川敷の清掃活動を実施しました。平成25(2013)年度の実施概要は以下のとおりです。

- 【実施日】 平成25(2013)年6月2日(日)
- 【場所】 佐保川 (免山橋～馬場大橋)
- 【参加人数】 約100人

(6) 水道週間に伴う啓発

市民に水道に対する関心と理解を深めてもらうため水道を題材としたパネル展示や水道クイズを実施しました。また、大阪広域水道企業団と共同で「利き水コーナー」を設置し、水道水とミネラルウォーターの飲み比べやアンケート調査、高度浄水処理水や給水袋を配布するなど、水道水の安全性や飲みやすさをPRしました。さらに、パッキン交換の実演を行い市民からの相談に応じました。

- 【行事名】 平成25(2013)年度水道週間
【実施日】 平成25(2013)年10月19日(土)・20日(日) 午前10時～午後4時
【場所】 いばらき環境フェア2013 茨木のおいしい水
【参加職員】 水道事業管理者、水道部職員 18人

(7) 緑のカーテン推進事業

本市では、身近に実践できる行動、体験を通じて、ヒートアイランド現象等の環境問題への意識を高めていただくことを目的に、市民の方々等に自宅で「緑のカーテン」の育成に取り組んでいただく事業を行っています。平成25(2013)年度は市民48人、事業者4団体、市立幼稚園12園、市立小学校27校、市立中学校12校、学童保育11か所、市立保育所11か所に取り組んでいただきました。



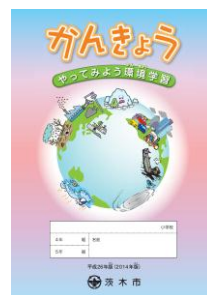
緑のカーテン取り組み例

(7) 各種環境啓発冊子の作成

市民が環境問題について理解と認識を深めていただくための教材として、冊子を作成し、啓発に活用しています。

①「かんきょう」～やってみよう環境学習～

環境問題を学習する市内の小学校4・5年生を対象に、ごみの減量化やリサイクルの推進の必要性、環境の大切さを考えるための副読本として作成し、配布しています。平成25(2013)年度は3,200部発行しました。



環境啓発冊子

②「いばらき環境家計簿」

家庭で使用する電気・ガス・水道などの使用量やごみの排出量を記録し、二酸化炭素の排出量を算出することで、地球温暖化の原因となる二酸化炭素が私たちの生活からどれだけ発生しているかを知り、排出量を減らす行動を実践していただくために、作成しています。平成25(2013)年度は約1,000部作成し、多くの市民に取り組んでいただきました。



いばらき環境家計簿

2 学校における環境教育・学習の推進

(1) 小・中学校における環境教育の推進

環境教育においては、人間と環境の関わり等についての理解だけでなく、家庭・地域など身近なところで実践していく態度の育成が大切です。

小・中学校ではいろいろな教科や総合的な学習の時間で環境教育が進められています。水・ごみ・川・公園など身近な地域の自然をテーマとした学習が多くの学校において進められています。

(2) 外部人材等の支援を得た取り組み

外部人材の支援を受けた取り組みとして、本市職員が学校を訪れ、ごみの減量や茨木の環境について、子どもたちへ話をしたり、自分たちで野菜を栽培し食べる活動（野菜バリバリ推進事業）への支援を継続して実施しています。

さらに、さまざまな郊外の施設を活用した見学体験学習の実施や、教職員の研修も進めています。

(3) 教職員研修の実施

幼・小・中学校の教職員に対して、茨木市教育センターや大阪府教育センターにおいて環境教育に関する研修会を実施しています。

3 社会における環境教育・学習の推進

(1) 生涯学習センターきらめきの機能

生涯学習センターきらめきは、市民の生涯学習の中核を担う施設です。建物の屋上には、自然エネルギーを活用した太陽光発電のソーラーパネルを設置し、館内空調には、夜間電気を利用した夜間氷蓄熱設備を使用しています。

また、ヒートアイランド対策と快適環境創造のために、屋上及び壁面緑化を行っています。

そのうえ、雨水を利用した中水活用のために雨水貯水槽を設置し、雨水の適正な地下浸透を図るため透水性アスファルト舗装を行うなど、「水循環」にも配慮した環境にやさしい施設です。



生涯学習センターきらめき屋上緑化

(2) 青少年野外活動センターにおける環境教育・学習

青少年野外活動センターは、昭和50(1975)年に青少年が自然と親しみながら規律ある集団生活をとおり、明日への夢と希望を育み青少年の健全な育成を図る施設として開設しました。

本市の最北銭原に位置し、標高は約500mのなだらかな地形で総敷地面積約38万㎡のキャンプ場です。さまざまな樹木や植物も豊富で、小動物や野鳥も多く、豊かな自然環境を有しています。



青少年野外活動センター

この自然に、より多くの市民に親しんでもらうため、入口近くの見立ダム周辺を中心にしたピクニックエリアを平成14(2002)年5月から開設しています。

4 環境教育・学習への支援

近年、環境問題への関心が高まるにつれて、学校や市民や各種団体から市に対し、環境教育への支援要請が多くなっています。

そこで、本市では市環境教育ボランティアの方と連携して、各学校・各種団体等へ本市職員や講師を派遣する等、環境学習のための各種支援を行っています。

(1) 環境教育ボランティア制度

茨木市環境教育ボランティアとは、地域における環境保全活動を推進し、環境問題に関する学習会、研修会、観察会等の開催を求める市民に対して、技術的支援やその他の支援をしていただくことを目的に、平成13(2001)年8月より登録を開始した制度の登録者です。

また、登録者相互の情報交換や今後の活動など制度の充実を図るために、環境教育ボランティアの方々に「茨木市環境教育ボランティア連絡会」が平成16(2004)年6月に設置され、幹事会、4部会(自然観察部会・自然保護部会・生活環境部会・地球環境部会)を中心に、環境フェアへの参画をはじめ、様々な取り組みが行われています。平成25(2013)年度末の登録者数は33人でした。また、一般市民や教育機関への環境教育支援(派遣)人数はのべ130人でした。

この制度をより多くの市民の方に活用していただけるよう、環境教育ボランティアによるプログラムメニューをとりまとめた「環境学習メニュー」一覧表を作成しました。平成25(2013)年度は1回発行し、市ホームページに掲載したほか、本市窓口、各図書館、公民館等に設置しました。

なお、「茨木市環境教育ボランティア登録制度実施要綱」第13に基づく環境教育ボランティア対象の研修会を以下の通り実施しました。

【実施日】 平成25(2013)年5月18日(土)

【テーマ】 「環境と感性」

【講師】 NPO法人イ・キューブ副理事 見市晃氏

(2) 市民環境学習講座の開催

市民の環境に関する知識及び意識の向上を図り、自発的な環境学習へのきっかけづくりとすることを目的に、テーマを設定した市民講座を開催しています。平成25(2013)年度の概要は以下のとおりです。

- 【実施日】 平成26(2014)年2月15日(土)
- 【テーマ】 なっとく!クイズで楽しむ省エネ講座
- 【講師】 家庭の省エネエキスパート 省エネ普及指導員 環境カウンセラー
宇田環境経営研究所 所長 宇田 吉明 氏

(3) 幼児環境教育の実施

- 【目的】 茨木市環境教育・環境学習基本方針に基づき、保育所での環境教育の機会の充実を図るとともに、幼児に対する環境教育の推進及び指導者の環境意識の向上を図る。
- 【実施日】 平成25(2013)年11月7日(木)
- 【実施場所】 市立道祖本保育所
- 【テーマ】 「水に浮く野菜・沈む野菜、野菜クイズ」
- 【概要】 生きものや野菜などの視覚教材を通して、自然への興味、関心を高める。
- 【参加人数】 道祖本保育所5歳児(23名)
- 【講師】 茨木市環境教育ボランティア 自然観察部会
若尾 隆一 氏、太田 仁 氏、浜嶋 泰子 氏

(4) こどもエコクラブへの支援

こどもエコクラブとは、環境省が平成7(1995)年6月から実施している幼児から高校生の子どもを対象とした環境活動・学習の支援事業です。

その目的は、次世代を担うこどもたちが豊かな環境を守るために、主体的に様々な環境学習・活動の体験を積み重ねながら、環境の大切さについて学ぶこと、そしてより一層の関心と理解を深め、問題解決力を養い、将来にわたり持続可能な社会を実現することにあります。

本市では、環境政策課が事務局となり、各クラブと全国事務局(財団法人日本環境協会)及び大阪府事務局との仲介役を担っています。

平成25(2013)年度末の登録クラブ数は3クラブでした。

(5) 本市教育センターの環境教育支援活動

① 授業支援

環境調査を取り入れた環境教育を実施する学校に対し、各種情報提供の他、窒素酸化物濃度の簡易測定機材や試薬等を貸出・調合を行っています。また、校区や地域の環境調査、生物観察等についての問い合わせに対応するなど、市内小・中学校の環境教育を支援しています。

② Webサイト「茨木の自然」

教育センター・理科教育部門所員会の活動のひとつとして、平成13(2001)年度よりインターネットWebサイト「茨木の自然」を開設しています。教育センター職員や市内教員がフィールドワークで撮影した草花、微生物、小動物、安威川流域の野鳥などの画像・動画とその解説、市民の方々より提供いただいた植物調査報告をWeb化したものなど掲載し、子どもたちが本市の豊かな自然の事物に慣れ親しむきっかけとなるようなサイトをめざしています。

③ 教育用イントラネットによる支援

教育センター職員や市内教員が安威川の下流から上流までを取材した「安威川探検」、小学校で取り組まれた「セミの観察会」などの映像資料をWeb化し、植物や虫、野鳥など自然環境に目を向ける教材をデジタルコンテンツとして作成・収集してきました。これら本市に特化した十数点の教材は市内教育用イントラネット「茨木市教育情報ネットワーク」に掲載し、小・中学校のパソコンで閲覧できるようにしています。

④ その他

市内小学3年～6年生を対象に毎月第2土曜日に開催している科学教室で、自然環境やエネルギーに関するテーマも取り上げ、実験・観察を実施しています。

また小中学校の職員室に教員1人1台の校務用パソコンを整備し、校務の情報化を推進しています。これに伴い紙資源の節減も呼びかけ、学校内や学校と教育委員会間での紙の使用を低減し、効率的で低炭素社会に対応できる学校経営をめざしています。

5 まちの美化対策

(1) 美化活動

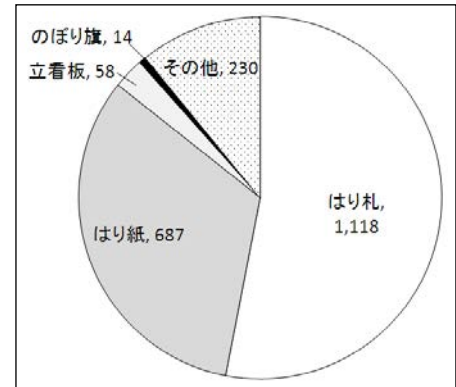
【講じた施策】

本市では空き缶などの散乱ごみ対策と不法屋外広告物に照準をあて、市民と一体となった環境美化運動の組織づくりの機会をうかがっていた時期、単位自治会からの不法広告物追放要望に呼応し、昭和56(1981)年4月10日に本市を含む関係団体で「茨木市不法屋外広告物等撤去対策協議会」を設立しました。活動内容は、次のとおりです。

- ・パトロール活動の強化
- ・不法広告物掲出者に対する自粛の呼びかけと警告
- ・電柱巻付シート等の実施促進の要請
- ・不法広告物等の防止啓発活動
- ・地域環境美化の協力要請
- ・空き缶などのポイ捨てと不法広告物の一斉美化活動

また、平成25(2013)年度は不法広告物を2,107枚撤去しました。

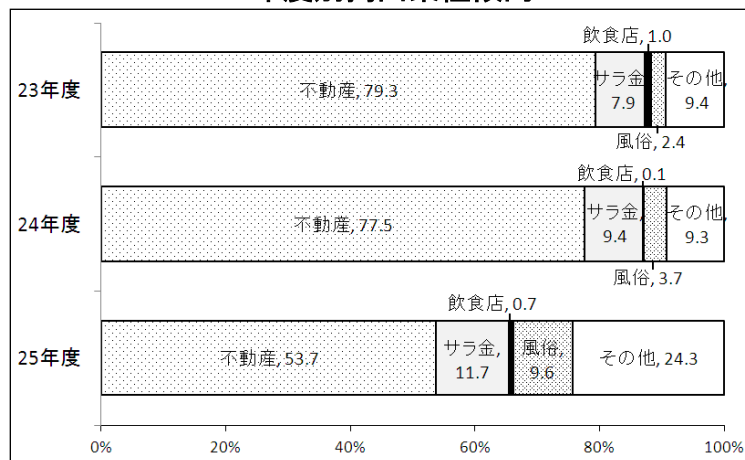
不法広告物撤去状況 (単位：枚)



年度別撤去実績 (単位：枚)

年度	はり紙	はり札	立看板	のぼり旗	その他	合計
23	980	2,309	84	55	232	3,660
24	529	1,597	60	1	223	2,410
25	687	1,118	58	14	230	2,107

年度別掲出業種傾向



(2) ごみの散乱防止

【講じた施策】

空き缶等のポイ捨ては一人ひとりのモラルの問題ですが、特に散乱ごみを対象とした防止対策の一つとして「茨木市空き缶等のポイ捨て防止に関する条例」を制定し、平成11(1999)年6月1日から施行しました。

また、まちの美化対策の一環、さらには衛生上の観点から平成14(2002)年6月からカラスや猫によるごみ置場のごみの散乱を防止するため、「防鳥ネット」の貸与を開始しました。

平成25(2013)年度は630枚の防鳥ネットを貸与しました。

空き缶等のポイ捨て防止条例の概要

ポイ捨ては禁止です

空き缶、空きびん、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす等を道路、公園、河川、水路等に捨ててはいけません。

それぞれの責務

(市)

空き缶等のポイ捨て及び散乱の防止に必要な施策を実施する。

(市民)

屋外で自ら生じさせた空き缶等の回収容器への収納や持ち帰り等に努める。

(事業者)

空き缶等のポイ捨て及び散乱を防止するため、消費者の意識啓発と空き缶等の再生利用の促進に努めるとともに飲食物の自動販売機に容器の回収容器を設置する。



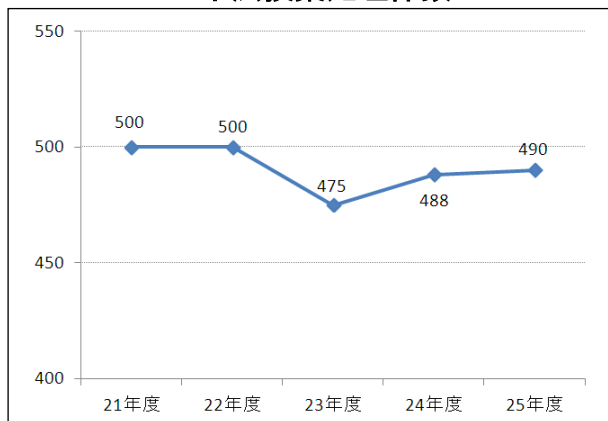
(3) 不法投棄防止

【講じた施策】

本市の北部は、北摂山地の一部に位置しており、市域の半分を占めています。近頃では、山間部への建設廃材や単車、自動車、その他廃棄物の不法投棄が多く見受けられます。これらに対処するため関係課との合同定期パトロールを実施し、未然防止を目的として、状況把握と早期発見に努め、土地の管理者に適正管理を促しています。また、公共施設にあつては施設管理者と共同して発見次第撤去するように努め、併せて不法投棄防止立札を設置し、不法投棄防止に力を注いでいます。

平成25(2013)年度は不法投棄を490件発見し、162,450kgを処理しました。

不法投棄処理件数



(4) 空き地の管理

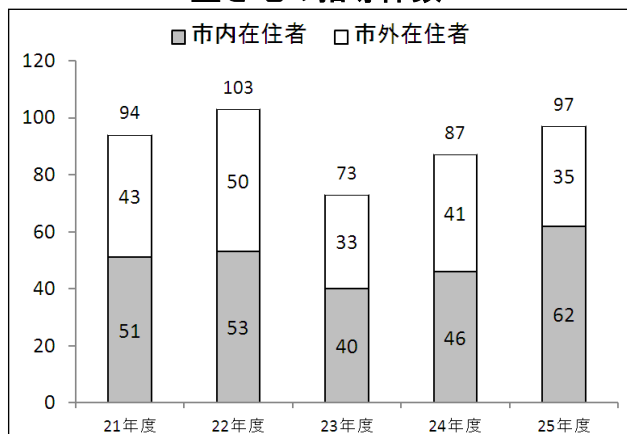
【講じた施策】

本市は、良好な住環境を維持するため、空き地の適正管理についての文書を毎年度当初に、一部の土地所有者又は管理者に対して発送しています。

その後も管理不十分な空き地については、土地所有者又は管理者に対して、文書、訪問、電話での指導をとおして、適正管理に努めていただくよう要望しています。

平成25(2013)年度は、空き地の管理指導を97件（指導面積40,901㎡）行いました。

空き地の指導件数



(5) 路上喫煙対策

【現状】

「路上喫煙」とは、道路や公園などの屋外の公共の場所において喫煙し、または火のついたたばこを持つことをいいます。

公共施設の屋内については、「健康増進法」第25条の規定に従い、一定の取り組みが行われています。しかし、これまでも、様々な方から路上喫煙について制限して欲しいとの苦情や要望が寄せられていました。

【講じた施策】

① 茨木市路上喫煙の防止に関する条例の施行

ア 条例の施行

周りに迷惑をかける路上喫煙を市域からなくし、安全に健康という観点を加えた生活環境を確保することを目的として、平成21(2009)年4月1日から「茨木市路上喫煙の防止に関する条例」を施行しました。この条例は、あくまで路上喫煙のみを規制の対象としており、全ての喫煙行為について市が関与するものではありません。

イ 禁止地区の指定と罰則

平成21(2009)年7月22日から、JR茨木・阪急茨木市両駅前広場、両駅を結ぶ府道枚方茨木線（中央通り）の区域を路上喫煙禁止地区に指定し、平成21(2009)年10月1日から、路上喫煙禁止地区内での路上喫煙は、罰則（1,000円の過料）の対象となりました。禁止地区の周知のため、阪急茨木市駅・JR茨木駅前に標示板を設置し、禁止地区内の92地点には路面標示シールの貼り付けを行いました。

路上喫煙禁止地区MAP



② 啓発活動

ア マナー推進員による巡回指導

【配置人数】

各日 2名

【実施日及び時間帯】

平成25(2013)年4月1日から

平成26(2014)年3月31日

朝 午前7時30分から午前9時30分

夕 午後4時00分から午後6時00分



周知標示板



路面標示シール

イ 吸わ3Day

・平成21(2009)年10月から3のつく日は、職員による巡回指導・キャンペーンを実施

ウ イベントにおける啓発

イベント名	日時	内容
茨木フェスティバル	平成25年7月27日(土)・28日(日)	啓発ティッシュの配布
環境フェア	平成25年10月19日(土)・20日(日)	パネル展示 啓発ティッシュ配布
障害者の手作り作品展示会	平成25年12月2日(月)～6日(金)	啓発ティッシュ配布
成人祭	平成26年1月13日(月)	啓発ティッシュ配布
ローズWAMまつり	平成26年2月9日(日)	啓発ティッシュ配布

エ 横断幕の設置

駅前駐輪場および商店街へ、啓発のため横断幕を設置しました。設置場所は以下のとおりです。

【駅前駐輪場】 JR茨木駅、阪急茨木市駅、モノレール各駅

【商店街】 JR駅前商店街、阪急本通商店街、心齋橋商店街



JR茨木駅前駐輪場



阪急本通商店街

③ 実態調査

ア 定点調査

市内の路上喫煙の実態を把握するため、朝（7時30分～9時）・昼（11時30分～13時）・午後（14時30分～16時）・夕方（18時30分～20時）の4時間帯ごとに、通行者数や路上喫煙者数などを計測する、定点調査を行いました。

平成25(2013)年度は市内の10地点において、あわせて3回の調査を行いました。

定点調査結果概要（10地点合計）

調査日	総通行量	喫煙者数	喫煙率
平成25年7月26日（金）	54,283人	157人	0.29%
平成25年10月22日（火）	55,540人	182人	0.33%
平成26年1月28日（火）	57,256人	230人	0.40%

（6）イエローカード作戦

【現状】

一部のマナーの悪い飼い主により放置された犬のふんが問題となっており、生活環境への被害について苦情が寄せられていました。

【講じた施策】

地域の方々に協力していただく、イエローカード作戦を始めました。イエローカード作戦とは、放置されているふんを見つけたら、その横にカードを設置し、常習的にふんを放置する飼い主の意識に働きかけ、マナー意識の向上を訴えるとともに、ふんの放置をなくすことを目的としています。

平成22(2010)年7月に実施後、平成26(2014)年3月末までに144団体の方々に取り組みをしていただきました。アンケート調査では効果があった、また、継続した取り組みが重要という意見がありました。

イエローカード見本



6 環境保全に関する支援・補助制度

(1) 茨木市省エネ・省CO₂設備導入補助事業

本市では、事業所からの二酸化炭素排出量を削減するため、市内の中小企業者を対象として、新エネルギー利用設備及び省エネルギー設備を導入した場合、それに要した経費の一部を補助しています。

- 【補助対象】 市内に事業所を有する、中小企業基本法第2条第1項に定める会社
- 【補助額】 太陽光発電設備：1kW当たり25,000円
その他の設備：補助対象経費に1/3を乗じて得た額（上限500万円）
- 【補助件数】 10件
- 【交付額】 15,000,000円
- 【内 訳】 太陽光発電設備 4件
LED照明及び業務用冷蔵庫 1件
LED照明 4件
空調設備 1件
- 【CO₂削減量】 161.23 t-CO₂

(2) 公害防止施設整備資金融資利子補助

本市では、公害防止施設を整備した中小企業の負担を軽減するため、借入資金の支払利子に対し補助を行っています。

- 【補助対象】 「茨木市中小企業振興資金融資」を受け、その資金使途が公害防止施設の設置又は改善のためであり、なおかつ「公害防止施設整備計画」が認定されたもの。
- 【補助期間】 融資を受けた日から貸し付け条件による完済日まで
- 【補助額】 融資残高につき年5%以内

(3) 太陽光発電システム設置事業補助

本市では「茨木市住宅用太陽光発電システム設置事業補助要綱」に基づき、平成16(2004)年度から補助を実施しています。平成25(2013)年度は4月1日から1月14日まで補助を行いました。

- 【補助対象】 本市の住民票に記載されている個人がその住所において平成24(2012)年度又は25(2013)年度に太陽光発電システムを設置し、電力受給契約を開始してから6か月以内に申請した者。
- 【補助額】 1kWあたり25,000円とし、4kWまで補助。
- 【補助件数】 488件
- 【交付額】 40,330,000円

(4) 高効率給湯器等設備導入補助

本市では「茨木市住宅用高効率給湯器等設備導入補助要綱」に基づき、平成24(2012)年度から補助を実施しています。CO₂冷媒ヒートポンプ給湯器(エコキュート)、ガスエンジン給湯器(エコウィル)、家庭用燃料電池(エネファーム)、自然循環型太陽熱温水器、強制循環型ソーラーシステムに対して、平成25(2013)年度は4月1日から1月14日まで補助を行いました。

【補助対象】 本市の住民票に記載されている個人がその住所において平成24(2012)年度又は25(2013)年度に補助対象システムを設置した者。

【補助対象経費】 高効率給湯器等の機器本体(リモコンを含む)の購入費及び設置に要する工事費。

【補助額】 補助対象経費の10分の1。ただし、設備ごとに上限があります。

【補助件数】 261件

【交付額】 13,630,000円

(5) 環境管理制度認証取得事業補助

本市では新規に環境管理制度に取り組む中小規模の事業所に対し、金銭的及び情報面での支援を行っています。その中の一つとして、ISO14001・KES(環境マネジメントシステム・スタンダード)・EA21(エコアクション21)・エコステージの認証取得に対する補助制度を実施しています。

【補助対象】 市内に事業所(事務所)を有し、中小企業基本法第2条に定める中小企業等で、この要綱に基づき、過去に補助金の交付を受けていない事業者。

【補助対象経費】 審査登録手数料環境管理制度の認証を取得するためにコンサルタントに支払った経費環境管理制度の認証を取得するための従業員教育のために支払った受講料又は講師謝礼金認証取得に関係する図書購入費。

【補助額】 ISO14001 補助対象経費に1/2を乗じて得た額(上限500,000円) KES・EA21・エコステージ 補助対象経費に1/2を乗じて得た額(上限200,000円)

【補助件数】 1件

【交付額】 500,000円

7 地域活動における市民参加と活動支援

(1) ワークショップ方式による公園づくり

平成12(2000)年度から、住民参加で協働(ワークショップ方式)による新しい公園づくりを「北春日丘公園」で実施し、6回のワークショップで考えた公園の青写真を基に整備工事を進め、平成13(2001)年8月に住民参加による新しい公園が誕生しました。

平成18(2006)年度は、前年度ワークショップを実施したあさぎ里山公園について、地域ボランティア「彩都里山サークル」と、地域に愛されるきれいな公園づくりや、地域の環境美化の推進を図ることを目的として協議を重ね、清掃美化の協定書を締結するに至りました。

また、平成25(2013)年度に公園等の美化活動に関する協定書を1団体と締結しました。

(2) 茨木市住みよいまちづくり協議会における関連事項について

① 年末市内一斉清掃の実施

昭和46(1971)年に発足して以来、「自分たちのまちは、自分たちの手で美しく」と市民憲章の「環境をととのえて美しいまちをつくりましょう」をモットーに、本市を美しいまちにしようと毎年「年末市内一斉清掃」を実施しています。平成25(2013)年度の概要は以下のとおりです。

【実施日】 平成25(2013)年12月1日(日)

【実施場所】 市内全域

【ごみの量】 約72.44 t (収集車両延べ44台)

② 清掃活動補助制度

構成団体などが実施した清掃活動に対して、補助金を交付して支援しています。平成25(2013)年度の概要は以下のとおりです。

【申請件数】 90件

【補助金額】 297,274円

③ 暮らしの中の花と緑のコンクールの実施及び草花苗の配布

緑いっぱいのまちをめざし、緑化推進運動を行っています。この緑化推進運動の一環として、一年中を通して玄関先を花でいっぱいにし、道行く人をなごませている事例を広く募集し、表彰状を贈呈しています。平成25(2013)年度の概要は以下のとおりです。

【応募期間】 随時

【表彰状】 推薦4件(内 表彰状3件)

【草花苗】 ベゴニア・サルビア・ペチュニア 420株
(総会時) (3株1セットで配布)

④ 善行者表彰の実施

市民生活に身近な善行事績として、地域内の美化や緑化など、住みよいまちづくりに向け、他の模範となるべき奉仕活動を実践されている方々に、その尊い行為を讃え、表彰状を贈呈しています。平成25(2013)年度の概要は以下のとおりです。

【推 薦】 個人9名 (内 表彰状7人)
団体3団体 (内 表彰状3団体)

⑤ 機関紙「まちづくりの友」の発行

まちづくり協議会の各部会の事業計画や報告及びモラル・啓発などについて広く市民の方に情報発信しています。平成25(2013)年度の概要は以下のとおりです。

【発行部数】 各8,500部 (年2回)
【配布先】 協議会構成団体

(3) 市民団体による環境保全活動と活動支援

市民の環境保全意識を高め、市民と協働して市域の環境をより良いものにするために、本市では環境市民団体に業務委託を行いました。これを受けて環境市民団体は、「いばらき環境家計簿」の普及啓発を主目的とする、市民の環境意識向上のための事業を実施しました。平成25(2013)年度の概要は以下のとおりです。

【事業名】 環境家計簿普及促進事業
【実施時期】 平成25(2013)年度6月～3月
【事業主催団体】 「環境を考える市民ネットワークいばらき」
・茨木市消費者協会
・NPO法人 nature works
・大阪友の会 北摂方面
・北摂アクティブシニアの会
・NPO法人 素材探検隊

【事業内容】

① エコ布ぞうりの講習会事業

概要：家で着なくなった浴衣や服などを、室内で使用する「布ぞうり」にリフォームする実習を行うことで、資源を有効活用する方法を学んでもらう。

実施日：平成25(2013)年7月6日(土)・7月13日(土)

参加者：96人

② 環境教育と軽食づくり教室事業

概要：小学生を対象に、家庭でどのような行動をとっているかを再確認するワークショップを行い、どのような行動が環境配慮に繋がっているかを伝える。また、簡単な軽食づくりをとおして、無駄なごみを出さない料理方法を体験し、食品の大切さを学んでもらう。

実施日：平成25(2013)年7月29日(月)

参加者：25人

③ 自然楽習会in大正川事業

概要：安威川水系大正川で、生きもの観察会を実施し、淡水魚や甲殻類などを捕獲・観察することで、生物多様性の重要性を実感してもらう。

実施日：平成25(2013)年8月25日(日)

参加者：0人(雨天のため中止)

④ 自然と学ぶ「心の環境スクール」事業

概要：ストレスが溜まる仕組みを知り、自然の中でストレスを発散する方法を学んでもらう。また、自然と触れ合う機会が減り、ストレスが溜まりやすい世の中で、身近な自然に触れ合いながら、健康的なリラックス方法を体感してもらう。これらを通じ、自然の大切さを理解してもらう。

実施日：平成25(2013)年9月9日(月)・11月11日(月)

参加者：37人

⑤ 親子でオリジナルエコバッグ作り事業

概要：木綿の無地エコバッグに特殊なクレヨンで絵を描き、アイロンで定着させてオリジナルエコバッグを作る。エコバッグ作りを通し、資源を大切にすることが二酸化炭素排出量の削減に繋がることを学んでもらう。

実施日：平成25(2013)年10月27日(日)

参加者：21人

⑥ 竹細工教室事業

概要：竹という昔ながらの自然材料を活用したおもちゃ・飾り物・遊び道具を通じて、環境保全の大切さを体験する。

実施日：平成25(2013)年11月9日(土)

場所：太田小学校

参加者：19人

実施日：平成26(2014)年1月18日(土)

場所：豊川小学校

参加者：25人

⑦ 平成26年度環境家計簿作成事業

概要：平成26(2014)年度も引き続き、いばらき環境家計簿を広く普及させるため、市民にとって使いやすい環境家計簿を企画・作成する。

作成部数：1,000部

(4) 市民団体との協働－環境フェア参加団体

本市では、市民(市民団体)との協働を促進するために、環境フェア等の啓発活動において市民団体の積極的な参画・参加を促進しています。平成25(2013)年度に「いばらき環境フェア」に参加していただいた市民団体は次のとおりです。(申込順)

- ・NPO法人 nature works
- ・人を自然に近づける川いい会
- ・NPO法人 素材探検隊
- ・北辰窯炭焼き倶楽部
- ・NPO法人 コンパス トウキョウ ジャパン茨木支部
- ・茨木グリーンクラブ
- ・茨木ふるさとの森林^{もり}づくり隊
- ・大阪友の会 北摂方面
- ・茨木市消費者協会
- ・環境を考える市民ネットワークいばらき